2　これだけは知っていて欲しい“インターネットや携帯電話の利用の常識”

インターネットの世界でも、事件・事故を起こしてしまってから、「知らなかった」ではすまされません。インターネットや携帯電話の普及により、多種多様なコミュニケーションが可能になり、場所や時間を気にすることなく様々なサービスを利用できるようになりました。その利便性や有用性は、私たちの生活に欠かせないものになっています。その一方で、様々な有害情報や犯罪が氾濫しており、子どもの健全な発達だけでなく、価値観やモラルにも悪影響を及ぼす恐れも出てきています。

わいせつ、暴力、ドラッグなどの子どもに不適切な有害サイト、虚偽情報、個人情報の流出・悪用、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセスやウイルスなどの有害情報や犯罪の手口などについて、教師や保護者がきちんと理解し、子どもたちを守るために、インターネットや携帯電話の利用に関する常識をきちんと教えておくことが大切です。

この章は、インターネットや携帯電話の利用について、朝の会や帰りの会の講話、授業などでトピック的に扱うことを想定して作成したものです。なお、この章は、一度の指導ではなく、継続的な指導を必要とする内容を集めました。また、保護者への啓発資料として活用することもできます。

国民のインターネット活用の現状

インターネット利用人口及び人口普及率の推移

年代別にみたインターネット利用率の変化

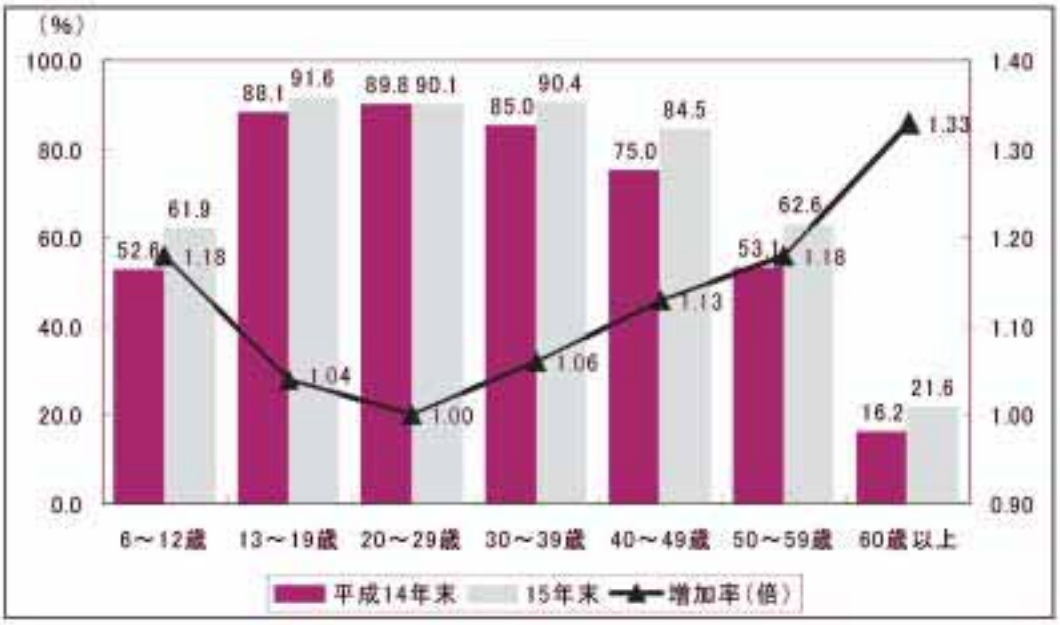

端末別のインターネットの利用状況

個人のインターネット利用の状況を端末別にみると、平成15年末において、パソコンからのインターネット利用者数が6,164万人と最も多く、「携帯電話・PHS、携帯情報端末」（以下、携帯電話等とする。）からのインターネット利用者数は4,484万人となっています。全インターネット利用人口の約８割の利用者が「パソコン」から、６割弱の利用者が「携帯電話等」からインターネットを利用しています。

インターネット依存傾向と情報モラル

学校に行きたくないと思うことが多い小中学生ほど、「インターネット依存」度が高い傾向があります。

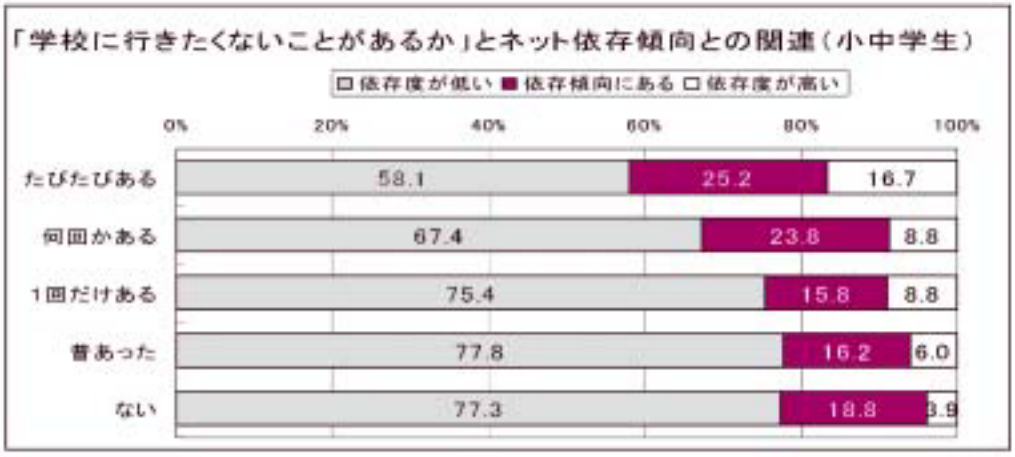

情報モラル教育を学校の先生から受けた小中学生は、「インターネット依存」度が低い傾向にあります。「インターネット依存」の防止には、学校の先生による教育がより有効です。しかしながら、それでも、「依存傾向にある」あるいは「依存度が高い」小中学生もいるので、指導者は、情報モラルについて正しく理解し、継続的に指導していくことが求められます。

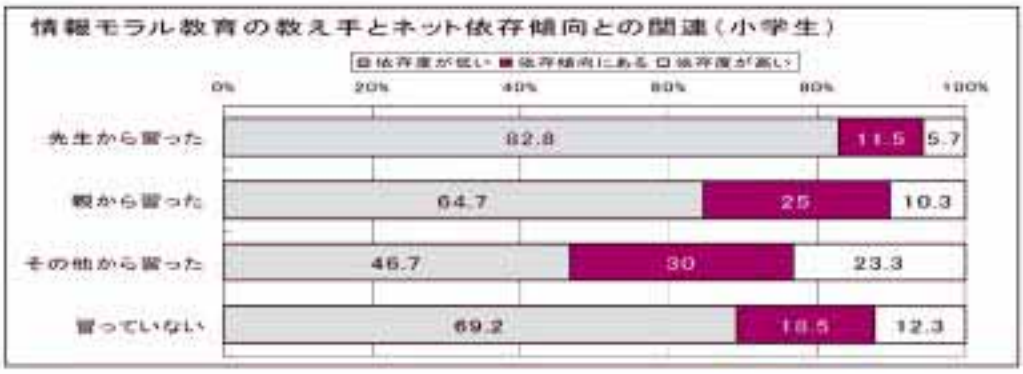

【情報化が子どもに与える影響（ネット使用傾向を中心として）に関する調査報告書】
学校におけるＩＴ活用等の推進に係る事業（情報教育の改善に資する調査研究）
（平成14年度文部科学省委託事業）より

事例１　ケータイは危険ととなり合わせ　　指導のポイント

＜ねらい＞

携帯電話を利用する児童生徒は年々増加しています。しかし、多くの児童生徒が不適切な利用による事件やトラブルに巻き込まれていることも事実です。便利な面もあるが危険も潜んでいる携帯電話の利用のしかたについて理解させ、事件やトラブルに巻き込まれないための対策を身に付けさせましょう。

＜学習の場面＞

○　１単位時間で取り扱う場合は、ワークシートを利用して、どうしたら良いかを考えさせながら展開すると効果的です。

○　朝の会や関連した授業等で、配付資料をもとに短時間で指導してもいいでしょう。

＜指導上の留意点＞

○　携帯電話は、今では電話機能だけでなく、インターネットに接続され「耳から親指の時代へ」と利用形態が変化し「総合コミュニケーションツール」となっています。この数年、児童生徒が携帯電話を使って売春・買春や恐喝、詐欺などの事件の被害者や加害者となる事件が増加しています。また、携帯電話のサイトでは、ポルノや売春・買春、麻薬の売買など有害な情報、危険な情報が次々と発信されています。プライベートなツールである携帯電話が、子ども達にどのような問題を発生させているか、われわれ大人たちは正確に認識しているとはいえません。指導者自身が児童生徒の携帯電話利用の問題点について充分理解しておきましょう。

○　迷惑メールや不正請求などを、実際に体験している子どももいるかもしれません。起こっているトラブルを身近な問題としてとらえさせるようにしましょう。

○　強制的に禁止すると、事件やトラブルが発生した場合に、子どもから相談する気持ちを奪ってしまいます。誰にでも起こりうることと考え、子どもに心配や悩みがあるときは相談しやすい雰囲気をつくりましょう。

＜用　語＞

○　ワン切り

短いコールで一方的に切れてしまう着信のことをいいます。着信履歴に残っていた見覚えのない番号にコールバックすると、業者に繋がり、氏名や住所を聞き出され、その後、脅迫めいた電話がかかってきて、高額な料金を請求されるという事例が発生しています。

○　チェーンメール

主として転送することを強く求め、内容が「いたずら」や「デマ」、あるいは「ねずみ講」であるメールのことをいいます。多くの人に転送を求めることで、「デマ」を拡散することが目的と思われるものが、最近目立つようになっています。

○　出会い系サイト

「インターネット異性紹介事業」のことです。異性と交際をしたい人に、インターネットを利用して交際に関する情報を、見たり、送ったり、メールなどでメッセージを伝えたりして、お互いに連絡ができるようにサービスを提供する事業です。

■あなたが携帯電話で経験したことがあることにチェックしましょう。

□　ワン切り　　□　無料サイトからの請求（せいきゅう）　　□　チェーンメール

□　アダルトや出会い系サイトの勧誘（かんゆう）メール　　□　携帯電話の盗難（とうなん）または紛失（ふんしつ）

□　その他（　　）

クラスでまとめてみましょう。

・ワン切り　（　　）人
・無料サイトからの請求　（　　）人
・チェーンメール　（　　）人
・アダルトや出会系サイトの勧誘メール　（　　）人
・携帯電話の紛失　（　　）人
・その他

■あなたが実際に経験したケータイトラブルは？

発表しあって、クラスでまとめてみましょう。

■あなたが今から注意していこうと考えていることをまとめましょう。

＜配付資料＞

ケータイは危険ととなり合わせ

― 便利な裏側に危険がひそむことを知りましょう ―

ケータイは通話だけではなくコミュニケーションツールに

携帯電話（ケータイ）は、もともとは持ち歩くことができる電話という意味でしたが、今ではインターネットに接続でき、ｅメールやホームページを見られるなど、ありとあらゆる情報に接することができる道具になっています。

携帯電話の所有率

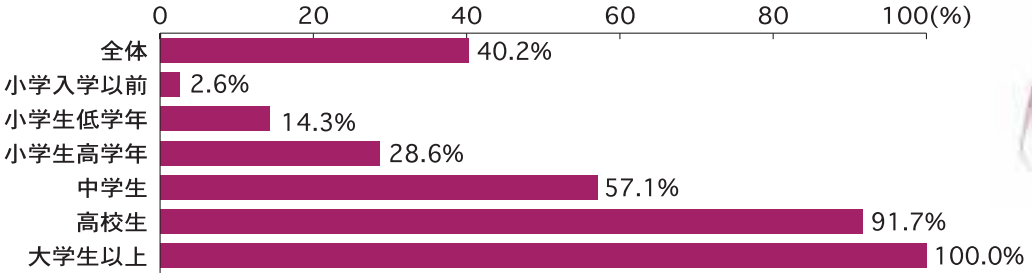

「携帯電話の利用について」～キャリアの選択、子供の携帯電話の利用について
サーベイリサーチセンターによる　2002年

子どもの消費トラブル相談件数が急増しています

携帯電話やインターネットの普及により、大人と変わらないくらいトラブルが増えています。

子どもの年齢層別の相談件数の推移

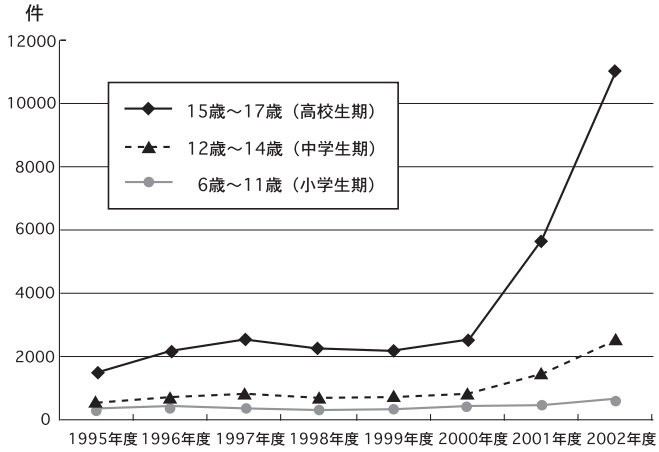

PIO-NETにより作成（2003年7月24日現在）

トラブル相談内容ベスト３

第１位　不当請求に関すること
第２位　未成年者契約に関すること
第３位　高価格・高料金に関すること

2003年12月5日 独立行政法人 国民生活センター

こんなトラブルや事件が起こっています

事件１　「ワン切り」らしい番号に電話をかけ直したら、高額な利用料を請求された。

事件２　高校生女子の携帯電話に、勧誘のメールが届き、「１８歳以上対象」の有料情報サービスだったが、興味本位で登録して数回利用した。本人は電話通話料のみで利用できると思っていたが、高額な利用料・会員登録料・事務手数料の請求を受けた。

事件３　中学生がパチンコ攻略法の広告を見て電話し、有料で資料を入手したが、さらに高額な料金を支払って登録することが必要だという請求が届いて心配になった。

事件４　高校生の女子の携帯電話に、覚えがないにもかかわらず、結婚相手紹介サービスの業者から、本人の個人情報（氏名・住所・携帯電話番号・メールアドレス・生年月日・家族構成・身長・体重など）が送られてきた。

「ケータイ」は便利な反面、危険な道具

テレビや家にある電話とちがうこと
・完全に個人で情報を受信・発信ができる。
・見知らぬ人に接することができる。

利便性
・友達と自由にコミュニケーションができ、プライバシーが守られる。
・遠くの人やあったことがない人とでもコミュニケーションができ、友達が多くできる。

危険性
・コミュニケーションのトラブルがあったときに、１対１の関係なので対応が難しく深刻になりやすい。
・相手が悪意をもった大人であったり、犯罪を目的としたホームページであったりすると、だまされたり、犯罪に巻き込まれたりする。

次のことに心掛けましょう

○　迷惑メールは、見ないで削除しましょう。好奇心からついつい見たくなりますが、そこには危険が潜んでいると考えてください。

○　メールやWebサイトで見覚えのない人や会社には、個人情報（氏名・住所・携帯電話の番号・メールアドレス・年齢・学校名など）を絶対に送信しないようにしましょう。

○　間違ってサイトを見てしまい、誘いが来たり、お金の支払いを求められたりしたときには、一人で悩まないでできるだけ早く家族や先生に相談しましょう。もし、相談しにくい場合は、「消費生活センター」や近くの警察などに相談してください。

○　新しい手口によって起きている携帯電話のトラブルや事件について関心を持ち、調べるようにしましょう。また、友達などに知らせてあげましょう。

インターネットやケータイに頼りすぎていませんか？

あてはまるものをチェックしてみましょう。

■次のようなことがありますか？

使う時間や使い方について

- □ いつも携帯電話の電池がなくならないかどうか心配でたまらない。
- □ 携帯電話を忘れた日は、不安な気持ちがいっぱいで授業に集中できない。
- □ よく見るサイトを家でチェックしないと一日が終わらないような気がする。
- □ ネットゲームをずっとやっていて、夜ふかしをしたり、朝起きられなくなったりすることがある。
- □ 休みの日は一日中、パソコンや携帯電話、テレビゲームをやっていることがある。
- □ チャットや掲示板、メールの書き込みで時間を忘れて、ふと気付くと何時間もたっていることがある。
- □ 家庭学習をしようと思っていても、インターネットや携帯電話、テレビゲームをついついやってしまうことがある。

人とのコミュニケーションについて

- □ メールの返事が来ないと不安になったり、腹が立つ。
- □ いつも見ているWebページの更新（こうしん）が遅いと腹が立ってくることがある。
- □ メールを入力している途中で誰かからメールが届くと腹が立つ。
- □ 迷惑メールが多すぎて、そういうメールを送信する人が許せない。
- □ メールやインターネットをやっていない友達や大人は、「信じられない」と思う。
- □ ネットゲームなどで負けると、悔しい気持ちやイライラした気持ちになり、家族や友達に会っても、その感情のまま接してしまうことがある。また、その気持ちを掲示板などに書き込んでしまうことがある。
- □ インターネットやメールをしているときに家族や友達に声をかけられると、邪魔（じゃま）された感じがしてカッとなったり、イライラしたりする。
- □ 出会い系サイトやメールだけで知っている友達が５人以上いる。
- □ 友達と会って話すより、メールやチャット、掲示板のほうが自分の気持ちを正直に伝えられる。
- □ メールが来ると返事を書かなければいけない気持ちがして、夜ふかししたり、眠れなくなったりすることがある。
- □ 携帯電話やインターネットの使い方について家族や友達にうそを言ったことがある。

■インターネットや携帯電話を使うようになってから日常生活では次のようなことがありますか？

- □ イライラして落ち着かないことが多い。
- □ 学校に行くのが面倒（めんどう）だと思うことが多い。
- □ さみしいと感じることが多くなった。
- □ 家族や友達などとうまくいっていない。
- □ 人をいじめたり、攻撃したりしたくなることがある。
- □ 身体が疲れやすいと感じる。
- □ 友達や家族と話をするのがわずらわしいと思うことがある。
- □ 食欲がない。
- □ 目が痛かったり、かすむことがある。
- □ 学校の授業に集中できなかったり、居眠りしていることがある。
- □ 朝起きられなくなった。

インターネットや携帯電話の使いすぎや、頼りすぎに要注意

○　人と直接話をしたり、意見を交わしたりすることが面倒になって、普段の生活の中でのコミュニケーションががうまくできなくなるおそれがあります。

○　学習への意欲や集中力がなくなり、学業がおろそかになるおそれがあります。

健康や安全を考えた使い方を見直してみましょう。

○　コンピュータや携帯電話を扱う時間を短くしましょう。（１日２時間以下に）

○　長時間使う場合は、途中で休憩をとりましょう。（１時間に15分休憩）

○　人に直接会って、コミュニケーションを取る場を持ちましょう。

○　運動をしたり、自然・音楽などに接する時間をとったり、リラックスできる時間をつくりましょう。

自分でやろうと思っていてもできないときは、先生や家族に相談しましょう。

また、専門の相談機関に相談しましょう。

■今日から自分が心がけたいことをまとめておきましょう。

事例２　出会い系サイトのわな　　指導のポイント

＜ねらい＞

ここでは、出会い系サイトの利用から引き起こされている事件などについて知り、事件に巻き込まれないようにするためにはどのようなことが求められるかを理解させます。

また、情報社会での個人情報の問題や匿名性、それらを悪用されたときの危険性などについて考えさせます。

＜学習の場面＞

○　学級会、総合的な学習の時間、道徳の時間などで、「人権教育」や「性教育」に関連付けて取り扱うと効果的です。

○　普通教科情報の時間では、情報社会の特徴として取り上げ、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等の、いわゆる出会い系サイトが関係した事件が増えています。18歳未満の青少年が被害者になることがほとんどで、大きな社会問題になっています。指導にあたっては、その現状と問題点を理解しておきましょう。

○　好奇心や遊び心、上手な勧誘から「ちょっとやってみた」ことがきっかけとなり、本人も予想しないトラブルに巻き込まれることがあるため、このような情報には初めから「近寄らない」・「無視する」といった態度が重要であることを指導しましょう。

○　人に話せない悩みとして抱え込んでいる児童生徒がいることもあるので、強制的に禁止するのではなく、心の問題として考えさせ、何かあったときには先生や保護者に相談できるような雰囲気を大切にしましょう。

○　性に関係した問題でもあるので、情報だけの問題としてとらえず、「性の尊厳」「自分を大切にする心」や「命の大切さ」などに十分配慮し、考えさせる指導が大切です。

＜用　語＞

○出会い系サイト規制法

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

平成15年９月13日から、「出会い系サイト規制法」が施行され、出会い系サイトを利用して18歳未満の子どもとの援助交際の勧誘を行うと、大人でも、18歳未満の子どもでも、犯罪となります。

「出会い系サイト」を運営している事業者やプロバイダ（インターネット接続サービスを提供している携帯電話会社を含む)、レンタルサーバ業者などには、平成15年12月１日から、18歳未満の子どもによる「出会い系サイト」の利用を防止するための措置を講じることが義務付けられました。また、国や地方公共団体にも、教育および啓発などに努める責務が規定されました。

＜資　料＞

○出会い系サイトの事件に関する資料

警察庁サイバー犯罪対策　http://www.npa.go.jp/cyber/

年度ごとの出会い系サイトに関連した事件の検挙件数、事件の事例、傾向などの資料が掲載されています。

平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況

1　出会い系サイトに関係した事件の検挙数

平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は1,582件であり、前年（1,743件）と比べて161件（9.2%）減少した。

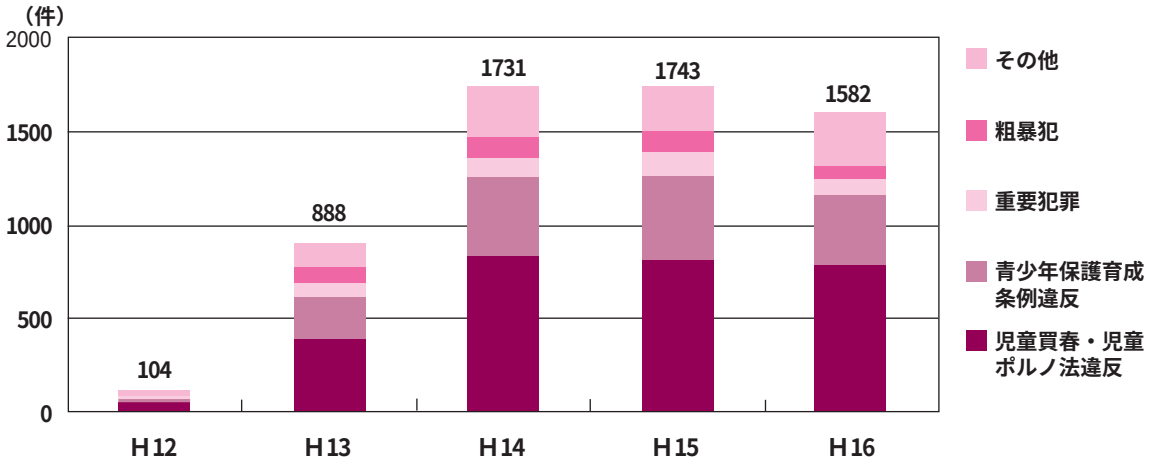

2　主な特徴

○　重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）は95件で、前年と比べて42件（30.7%）減少。
○　出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用したものが、1,519件（96.0%）。
○　被害者1,289人のうち、18歳未満の児童が1,085人（84.2%）。
○　児童買春の被害児童数は616人で、前年と比べて103人減少。
　　なお、平成16年中の児童買春被害児童総数は、1,617人で、前年と比べて71人増加。
※　ここでいう「児童」とは、18歳未満の者をさす。

3　被害者のうち小学生、中学生、高校生の数（人）

小中高別／性別	小学生	中学生	高校生	計
計	3	372	538	913
女　性	3	371	532	906
男　性	0	1	6	7

報道資料　平成17年２月17日　警察庁より

＜配付資料＞

出会い系サイトのわな

出会い系サイトとは、インターネット上で出会いを求める男女向けに設けられている、自己ピーアールをしたり、メル友（メール交換相手）を選ぶための掲示板などをいいます。「彼氏・彼女募集」などと表示されています。

携帯電話に入会や登録を誘うメールが届き、サイトを見るように勧誘されることもあります。被害者や加害者とならないように内容を理解し、注意しましょう。

出会い系サイトの事件簿

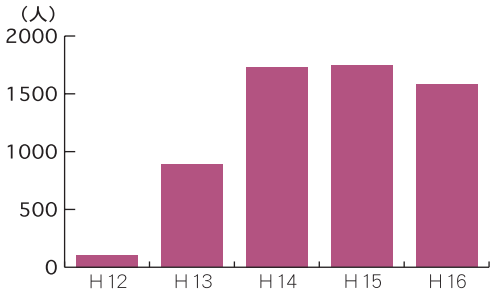

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数
平成17年2月

年々増加する事件

全事件のうち携帯電話を利用したものが約96％をしめています。

被害者1, 289人のうち18歳未満の児童生徒が1, 085人で約84％をしめています。

こんな事件が起こっています

事件１　少年数名は、共謀の上、携帯電話の出会い系サイトに「お金持っている人、連絡下さい。」と書き込みをした。それに応じた男性を「金を出せ、車はもらって行く。」などと脅し、金属バット等で男性を殴ってけがをさせ、乗用車などを脅し取った。

事件２　少年は、携帯電話の出会い系サイトで知りあった女子中学生に、「花粉症の新薬のモニターになって欲しい。」と言って睡眠薬を飲ませた上、わいせつな行為をした。

事件３　少年は、携帯電話の出会い系サイトで知りあった無職の少女を小学校の校庭に呼び出し、少女を押し倒して顔や手足に粘着テープを巻きつける等して金を奪おうとした。

事件４　男性は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女子高校生に対し、交際を続けさせるために、「写真を高校に送ってもいいよね。インターネットにのせてもいいよね。」などと携帯電話で再三にわたりメールを送り脅迫した。

事件５　自らを医師と偽った男性が、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性に対し、結婚の意思もないのに結婚を申し込んだ上で「財布をなくした」などと偽り、現金やキャッシュカードをだまし取った。

資料：警察庁　http://www.npa.go.jp/

出会い系サイトなどに次のような書き込みをしただけで、子どもでも処罰されます。

●18歳未満の子どもを対象とした性交等に誘うこと
例）「女子中学生で僕とＨしてくれる人いませんか」（26歳・会社員）
「私とＨしてくれる人いませんか」（16歳・高校生）

●金銭を示して18歳未満の子どもを交際に誘うこと
例）「￥30,000で会ってくれる女子中学生いませんか」（17歳・高校生）

こんなサイトには
危険がいっぱい

被害者や加害者にならないために

■　好奇心やちょっとした遊び心から「一度くらい見てみようか」、「ちょっと登録してみようか」、「書き込んでみようか」と思うかもしれませんが、危険の大きさを考えて参加しないようにしましょう。

■　携帯電話やｅメールで送られてくる勧誘のメールは削除しましょう。

■　信頼性が不明なサイトには、個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、趣味、年齢など）を絶対に書き込まないようにしましょう。

■　知らない人から出会いの勧誘のメールなどが来ても、それに応じたり、個人情報を教えることは絶対にしないようにしましょう。

■　掲示板等に書かれている内容は、真実かどうかわかりません。真実を確かめようとして応じているうちに、だまされることもありますので、書かれている内容に惑わされないようにしましょう。

考えてみよう・話し合ってみよう

生活で注意したいこと、心掛けたいことを整理しておきましょう。

事例３　ネットオークション・ネットショッピング被害にあわないために指導のポイント

＜ねらい＞

ネットオークション・ネットショッピングに関する事件・事故が年々増加し、低年齢化しています。このような事件・事故に巻き込まれないために、個人情報の管理の大切さや被害にあったときの対処法について理解させます。

＜学習の場面＞

○　保護者会向けの講話資料として活用すると効果的です。

○　朝の会、帰りの会の講話や技術・家庭科で消費者教育をするときの資料として取り扱うと効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　コンピュータや携帯電話から、インターネットを利用したネットオークションやネットショッピングが気軽にできる時代になってきました。一方、気軽にできる反面、中学生がネットオークションで詐欺行為をして摘発されるなど、ネットオークションやネットショッピング犯罪が増加していることを理解させます。

○　ネットショッピングは、ますます一般家庭での利用が増加していく傾向にあります。保護者に知識がない場合も考えられるので、機会を見つけて啓発していくことが必要です。

○　ネットオークションやネットショッピングの被害にあわないために次のことに気を付けさせます。

・個人情報を安易に入力・公開させない

個人情報とは、氏名や住所、電話番号、メールアドレスなど、個人を特定できる情報であることを理解させます。

インターネットを利用していると、個人情報の入力を促される場面に出会うことがあります。危険性を理解し安易に入力しないよう指導します。

・ユーザＩＤとパスワードの徹底管理

インターネットを利用する上で、ユーザＩＤとパスワードは大切なものであることを十分理解させます。他人のユーザＩＤとパスワードを、たとえいたずらやおもしろ半分からであっても、勝手に使うと「不正アクセス」行為という犯罪になることを理解させます。

○　個人売買は、あくまでも自己責任が原則です。そのためにも、インターネット上に掲載されている情報が正しいかどうか、相手を確認する必要性を理解させます。

○　トラブルが発生したら、なるべく早い時期に消費生活センター等の専門機関に相談させます。

栃木県消費生活センター　電話　028－665－7744

インターネットの利用目的

コンピュータからのインターネットの利用目的（複数回答）

自宅のコンピュータからのインターネット利用目的で、最も多いのが連絡手段としての「電子メール」（57.6%）です。次いで多いのは、情報収集のための「商品・サービス等の情報検索」（57.4%）、「ニュース等の情報入手」（48.7%）、「商品・サービス購入」（36.8%）となっています。

携帯電話・ＰＨＳからのインターネットの利用目的（複数回答）

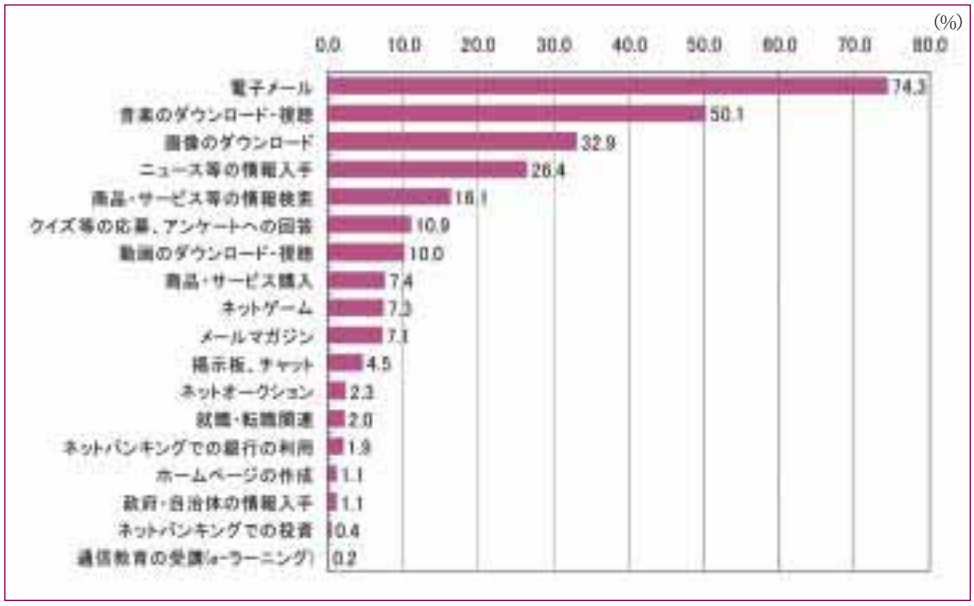

携帯電話・ＰＨＳからのインターネット利用目的では、「電子メール」が74.3%と最も多く、次いで多いのは、「音楽のダウンロード・視聴」（50.1%）、「画像のダウンロード」（32.9%）、「ニュース等の情報入手」（26.4%）となっています。

情報通信白書平成16年版より

＜配付資料＞

ネットオークション・ネットショッピング被害にあわないために

ネットオークションやネットショッピングは、インターネットの特徴を最大限に生かしたシステムで、近年利用者が急激に増加しています。それに伴い、ネットオークションやネットショッピングに関する事件・事故が急激に増加しています。

ネットオークションとは？

インターネット上で競売（せり）をして商品を購入するシステムで、近年利用者が急激に増加しています。最大手のオークションサイトでは利用者は300万人を超え、開催中のオークションは500万件あるといわれています。

オークション運営者は、「場の提供をしているだけなので、トラブルは利用者同士で解決を」としています。自己責任が強く求められることを理解することが大切です。また、落札された段階で売買契約が成立するので、落札したら購入するのがルールです。しかし、不安な点があれば取引をやめるという選択も大切です。さらに、送料は落札者負担が多く、料金前払いが普通です。このシステムを悪用した詐欺行為が増加しています。

ネットオークションでは、相手の顔が見えないため、競売がゲーム感覚で進むことがあります。仮想現実と現実社会の区別ができるようにすることが大切です。

事件１　中学３年男子生徒（15）は、ネットオークションに、女性歌手のカウントダウンコンサートのチケット２枚を虚偽出品し、落札した男性に対し、約60万円を銀行に振り込ませだまし取った疑いで逮捕されました。振り込ませた銀行口座は、他人名義のものでした。

事件２　ネットオークションでパソコンを落札し、代金18万円を前払いで銀行口座に振り込みました。振り込んでから３週間たつのに商品が届かず、催促の電子メールにも返事がありません。電子メールアドレス以外に、住所・自宅電話番号などの連絡先は聞いていないため、連絡が取れなくなってしまいました。

ネットショッピングとは？

インターネットを利用した通信販売のことです。ネットショッピングの魅力は、

1．自宅で手軽に買い物ができる。
2．世界中から商品を購入できる。
3．値段が安いことが多い。
4．利用者を選ばない。

などが挙げられます。

一方、その裏側には、

1．ついつい無計画な購入をしてしまう。
2．悪質な業者にだまされる。
3．違法な商品の購入ができてしまう。
4．クレジットカード番号が漏（も）れたり、サインの必要がないので悪用されたりする。

などいろいろな問題があります。

信頼できる店の目安として、次の項目がわかりやすく表示されているかを参考にします。
○販売価格　○電話番号　○送料
○商品の返品の有無　○販売業者名
○責任者もしくは担当者名　○住所
○代金の支払い時期及び方法

被害にあわないために、あわせないために

ネットショッピング利用時の留意（りゅうい）事項

1．自分のユーザＩＤ、パスワードの管理に十分注意しましょう。
2．クレジットカード決済では、セキュリティを確認し、カード番号をむやみに送信しないようにしましょう。クレジットカード決済でなく、代金引換（ひきかえ）やコンビニ支払いを利用すると安全です。
3．信頼できる業者と取引をしましょう。特に個人間の取引の際には、相手の身分確認を必ず行いましょう。
4．契約内容の確認時、安易（あんい）に、「はい」「Ｙｅｓ」をクリックせず、内容を十分に確認しましょう。

家庭で行うときは保護者の管理のもとに利用しましょう。また、親に無断でクレジットカードを使わないようにしましょう。

もし、被害にあったときは、すぐに専門機関に相談しましょう。
栃木県の場合は、
栃木県消費生活センター（028－665－7744）が相談に応じてくれます。

事例４　個人情報の取り扱いに注意　　指導のポイント

＜ねらい＞

個人情報がインターネット上ではどのように扱われる可能性があるかを知り、その対処法を理解させます。また、個人情報について理解し、それをしっかりと管理していくことの重要性について考えさせます。

＜学習の場面＞

○　総合的な学習の時間、社会科、技術・家庭科、学級活動の時間等で、個人情報を扱う場面を取り入れると効果的です。

○　情報教育の指導を目的とした指導場面では、情報社会の特徴として取り上げ、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　個人情報とは何かを理解させます。情報社会では、自分で自分の個人情報をしっかり管理していくことの大切さをよく理解させます。

○　インターネットに一度個人情報が流出すると、回収が困難であることを理解させ、個人情報を扱うときは慎重に行うことを十分に理解させます。特に、不特定多数の人たちが使うコンピュータで、個人情報を扱わないことをよく理解させます。例えば、学校のコンピュータは公的なものであるので、個人の楽しみで、企業の懸賞やアンケートに答えることのないように指導することが大切です。インターネットカフェ等では、キー・ロガー等のソフトウェアで個人情報が抜き取られることを知らせます。

○　家庭において、企業のアンケートや懸賞に応募するときは、責任ある企業が主催していること、書き込んだ内容が暗号化されることなどを確認して行うことが大切であることを理解させます。

○　企業のアンケートや懸賞の書き込み内容が不自然と思われるものがあるときは、書き込みをやめるか、必要最低限のものだけを書き込むことを理解させます。

＜用　語＞

○　フィッシング【phishing】詐欺

フィッシング詐欺とは、実在の銀行・クレジットカード会社やショッピングサイトなどを装ったメールを送付し、そこにリンクを貼り付けて、その銀行・ショッピングサイトにそっくりな「罠のサイト」に呼び込み、クレジットカード番号やパスワードなどを入力させてそれを入手してしまうという詐欺です。

○ クッキー【Cookie】

Webサイトの提供者が、Webブラウザを通じて訪問者のコンピュータに一時的にデータを書き込んで保存させるしくみ。

Cookieにはユーザに関する情報や最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数などを記録しておくことができる。Cookieはユーザの識別に使われ、認証システムや、WWWによるサービスをユーザごとにカスタマイズするパーソナライズシステムの要素技術として利用される。

○ SSL【Secure Socket Layer】

Netscape Communications社が開発した、インターネット上で情報を暗号化して送受信する仕組み。現在インターネットで広く使われているWWWやFTPなどのデータを暗号化し、プライバシーに関わる情報やクレジットカード番号、企業秘密などを安全に送受信することができる。

○ 暗号化

インターネットなどのネットワークを通じて文書や画像などのデジタルデータをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換すること。暗号化、復号化には暗号表に当たる「鍵」を使うが、対になる2つの鍵を使う公開鍵暗号と、どちらにも同じ鍵を用いる秘密鍵暗号がある。

○ オートコンプリート機能

キーボードからの入力を補助する機能の一つで、過去の入力履歴を参照して次の入力内容を予想し、あらかじめ表示すること。表計算ソフトなどでよく採用されており、最近ではWebブラウザのアドレス入力や、ソフトウェア開発環境のエディタなどにも搭載されている。

○ キャッシュ

使用頻度の高いデータを高速な記憶装置に蓄えておくことにより、いちいち低速な装置から読み出す無駄を省いて高速化すること。また、その際に使われる高速な記憶装置。

個人情報の取り扱いに注意

インターネット上では、個人情報を取得する目的を隠して、懸賞（けんしょう）やアンケートを行う悪質な業者が増えてきています。個人情報を流出させないためにはどのようにしていったらよいのでしょうか。

インターネット懸賞応募のページです。懸賞に応募するつもりで記入してみましょう。

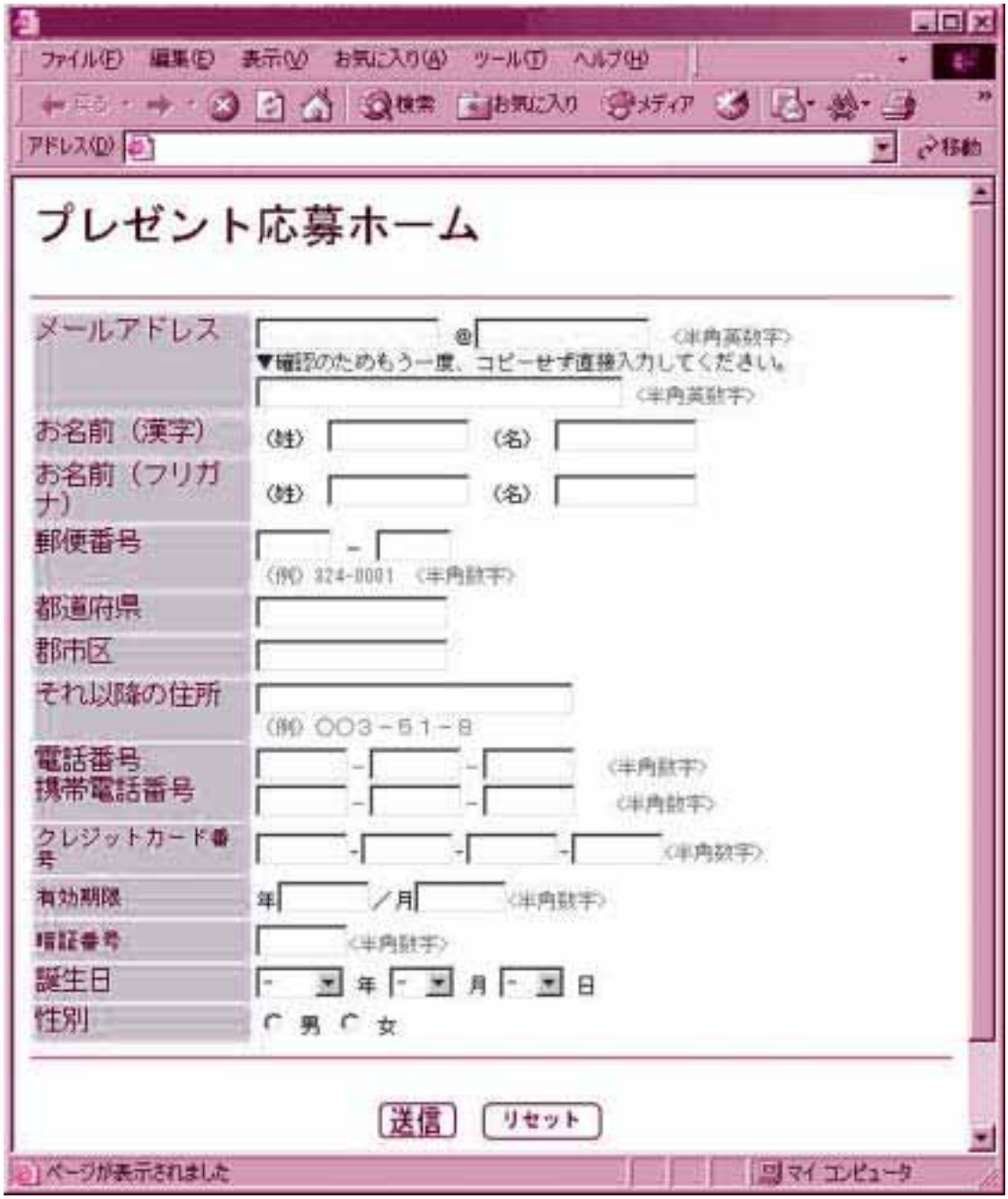

この懸賞応募のページでは書く必要がないものも含まれています。書いていて何かおかしいと気付くものがありましたか？

個人情報とは

氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、学校名、年齢など、個人を特定できる情報や、他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる情報のことを個人情報といいます。

＜個人情報の例＞

基本的な情報	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、顔写真、出身地、メールアドレス
生活・社会における情報	家族構成、家庭状況、住居状況、通っている学校名、学校の出席番号、成績、健康診断結果、学歴、趣味、保護者の職業・勤務地
経済活動における情報	預金額、取引銀行名、口座番号、クレジットカード番号、保護者の資産・預金・借金など金銭に関わる情報全般

個人情報を流出させないために

インターネット上で流れるデータは、対策を施（ほどこ）さない限り、その中身を見ることが可能です。ＳＳＬと呼ばれる暗号技術あるいは個人認証サービス（本人であることを保証する電子証明書）が施されていないサイトで個人情報を入力するときは注意しましょう。

● アンケート・懸賞募集に注意！

アンケート調査や懸賞募集のホームページには、集めた個人情報を売買する業者もいるということを理解しておきましょう。アンケート調査や懸賞に応募するときは、その主催者が信頼できるものかを判断して行いましょう。また、入力した情報が暗号化され送信（ＳＳＬ）されるか確認することが大切です。

● 共用パソコン（インターネットカフェ等）を利用する際に注意！

学校内では教室やパソコン室のパソコン、学校外ではインターネットカフェ等の不特定多数の人たちが使うパソコンに残っているデータから、個人情報が漏れてしまう場合があります。共用パソコンを利用した後は、必ずログアウトしましょう。

● 個人のホームページに載せる個人情報に注意！

ホームページには不特定多数の人がアクセスします。個人のホームページであるからといって、自分の住所、名前、電話番号、学校名、家族構成、家族の写真など個人を特定できる情報を公開するのは控（ひか）えましょう。

● クレジットカード番号等の入力に注意！

ネットショッピングではクレジットカードで支払いをすることがよくあります。大変便利な機能ですが危険もあります。そのサイトが信頼できること、暗号化され送信されることを確認することが大切です。また、毎月送付されるクレジットカード使用明細書をチェックすることが必要です。

事例５　ユーザIDとパスワードの管理を理解しよう　指導のポイント

＜ねらい＞

インターネットや携帯電話等の情報通信機器を扱うとき、ユーザID、パスワードの管理の必要性や設定の仕方について理解させます。さらに、ネット社会ではユーザID、パスワード等で個人認証されることを理解させ、事件・事故に巻き込まれないようにするにはどうしたらよいか理解させます。

＜学習の場面＞

○　ユーザIDとパスワードの意味について理解させたいとき
○　インターネットで個人情報の取り扱いを指導するとき

＜指導上の留意点＞

○　インターネット上では、ユーザIDとパスワード等の電子情報によってしか個人を特定できないことや、他人に自分のユーザIDとパスワード等を知られてしまうと、他人が自分になりすますことができるということを十分理解させます。

○　パスワードの管理に気を付けておかないと、思わぬ不利益を被ることがあります。たとえば、パスワードを紙などにメモすると、何かしらの拍子に他人に知られる可能性があります。そこでパスワードをつけるときには、メモをしなくても覚えやすいものにする必要があることを理解させます。

○　パスワードの作成・使用については次のことを理解させます。

1．他人に絶対教えないこと
2．頻繁（ひんぱん）に変更すること
3．英字、数字、記号を混合して無意味な文字列にすること
4．他人に推測されないようにつくること
5．家族の名前、生年月日、電話番号などをパスワードにしないこと
6．インターネットカフェなど不特定多数の人たちが使用するコンピュータでは、ユーザIDやパスワードを使用しないこと

○　ネットショッピングやネットオークションで、本人に断りなく、名前やクレジットカード番号、ユーザID、パスワードを勝手に使うと、たとえそれが家族のものであっても、犯罪行為になることを理解させます。このことについては、保護者にも注意を喚起（かんき）する機会を持つことが大切です。

＜用　語＞

○　なりすまし

他人のユーザIDやパスワードを盗用し、その人のふりをしてネットワーク上で活動すること。本来その人にしか見ることができない機密情報を盗み出したり、悪事をはたらいてその人のせいにしたりすること。

○　ユーザID

コンピュータの利用者（ユーザ）を識別するための標識となる文字列。ネットワーク上の「身分」や「戸籍」に当たる。

ユーザはネットワークにログオンする際に自分のユーザIDを使って本人証明を行なうと、以後ログオフするまでそのユーザIDの持ち主としてネットワークを利用できるようになる。

もし他人にユーザIDを使われれば、「なりすまし」による不正な利用が可能なため、自分のユーザIDを管理することは、最も基礎的かつ重要なセキュリティ対策である。

○　キー・ロガー【key logger】

ユーザがキー・ボードから入力した一連の文字シーケンス（キー・ストローク）を記録するための仕組み、またはそのためのシステムのこと。

最近では、インターネットカフェなど、公共の場所で利用できるコンピュータにキー・ロガー・プログラムをこっそりと仕掛け、使用者が入力したWebアクセスやインターネット・バンキングなどのIDやパスワード情報を収集して悪用するという犯罪も起こっている。

＜配付資料＞

ユーザIDとパスワードの管理を理解しよう

インターネットの世界では、インターネットに接続するとき、ネットオークションやネットショッピングを行うときに、個人を認証・識別するために、ユーザIDとパスワードが必要になります。ネット社会で大切なユーザIDとパスワードについて理解しましょう。

ユーザIDとパスワードの違いは？

ユーザIDは家の住所、パスワードは家の鍵（かぎ）に相当します。自分のエリアに他人を侵入させないためにもきちんと管理することが大切です。

ユーザIDとパスワードを他人に知られると？

いわゆる「なりすまし」という事件に巻き込まれることがあります。

「なりすまし」とは、他人のユーザID、パスワードを使い、他人になりすまし、嫌（いや）がらせのメールや電子掲示板へのいたずら投稿（とうこう）、ネットオークション、ネットショッピング等を行い、他人に被害を与えることです。

ユーザIDとパスワードの作成・使用で大切なこと！

1．他人に絶対教えないこと
2．頻繁（ひんぱん）に変更すること
3．英字、数字、記号を混合して無意味な文字列にすること
4．他人に推測されないようにつくること
5．家族の名前、生年月日、電話番号などをパスワードにしないこと
6．インターネットカフェなど不特定多数の人たちが使用するコンピュータでは、ユーザIDやパスワードを使用しないこと

どちらのユーザID、パスワードが良いでしょうか？

e-mailアドレスが　satou@tochigi.ed.jp　の場合

ユーザID	（1）satou	（2）66stu
パスワード	（1）satou	（2）kk06km

自分でユーザID、パスワードを作るとしたら

ユーザID　　パスワード

事例６　チェーンメールって何ですか　　指導のポイント

＜ねらい＞

チェーンメールはネチケットのガイドラインで禁止されており、受信者に迷惑をかけると共にネットワークに多大な負荷を与えることを理解させます。

＜学習の場面＞

○　朝の会、帰りの会で、チェーンメールが送られてきたときの対処の仕方について説明します。

○　学級活動や道徳の授業の中で時間をとり、チェーンメールを転送するとどんな迷惑がかかるかを児童生徒に考えさせます。

＜指導上の留意点＞

○　どんなメールがチェーンメールかを理解させます。

チェーンメールとは不幸（幸福）の手紙の電子メール版のことで、「このメールを転送してください。」と不特定多数の人にメールの転送を要求するメールをいいます。転送を要求しない普通のいたずらメールとは区別されています。

○　チェーンメールはなぜ悪いかを理解させます。

ある人がチェーンメールを10人に送ります。受け取った人のうちの２人がまた10人にメールを転送すると仮定します。これが1時間に１回起こるとすれば、24時間後、つまり24回目の転送では、1,677万人の人が10通ずつメールを転送しようとすることになります。つまり、チェーンメールが不特定多数の人に無限に転送されると、ネットワークに大変な負担がかかることになるので、チェーンメールは厳重に禁止されています。

○　チェーンメールにはいろいろな種類があることを理解させます。

チェーンメールは、恐怖系、幸福系、デマ系などいろいろな文面で転送を呼びかけます。もちろんこれらのメールの内容は全て嘘であることを理解させます。

＜配付資料＞

チェーンメールって何ですか

あなたの友達から次のようなメールが届きました。

> 次のメールが入ったので転送します。
> RH－型の血液が不足しています。ご提供いただける方は△△△@×××.ne.jpまで至急ご連絡ください。また知り合いの方にもこのメールを転送して呼びかけてください。

1．あなたは、どのように対応しますか。該当（がいとう）する番号に○を付けてください。

a．できるだけ多くの友達にメールを転送し協力を呼びかける。
b．無視して転送しない。
c．転送しないし、こんなメールは転送するなと友達を注意する。

2．このメールの内容が真実で、あなたの血液型もRH－型だとしたら、あなたはどのように対応しますか。該当する番号に○を付けてください。

a．表示されている連絡先に連絡する。
b．無視して連絡も転送もしない。
c．連絡しないが、何人かの友達にメールを転送する。

3．あなたはこのメールの内容が嘘（うそ）だと分かったとしたら、あなたはどのように対応しますか。該当する番号に○を付けてください。

a．嘘のメールを送った友達を注意する。
b．送ってきたことに腹は立てないが、何人かの友達にメールを転送する。
c．送ってきたことに腹も立てず、転送もしない。

4．チェーンメールとはどんなメールのことをいうのでしょうか。該当する番号に○を付けてください。

a．緊急に多くの人に連絡しなくてはならないメールのこと。
b．「他の人に転送してください。」と要求しているメールのこと。
c．不幸の手紙のこと。

5．チェーンメールはどこがまずいのでしょうか。該当する番号に○を付けてください。

a．全てがいたずらのメールであること。
b．書かれている内容は全て嘘であること。
c．自分以外の人に転送すること。

チェーンメールって何ですか(解答・解説)

＜解　答＞

1．ｂ：友達は善意から送ったのかもしれませんので、メールは無視して、友達にはチェーンメールを送ることはいけないことだと、後で注意してあげましょう。
2．ｂ：みんなが連絡先に連絡してしまうと、受ける方は多くの人からの連絡が集中してしまうかもしれないので、たいへん迷惑をかけることになります。
3．ｃ：友達は善意から送ったのかもしれませんので、メールは転送せずに、友達にはチェーンメールを送ることはいけないことだと、後で注意してあげましょう。
4．ｂ：転送を要求するメールは全てチェーンメールになります。
5．ｃ：メールに書かれていることは全てが嘘とは限りませんし、送ってきた人はだれもがだますつもりだったとは限りません。転送を要求するという方法が悪いのです。

＜解　説＞

チェーンメールの種類

☆　恐怖系のメール

メールを転送しないと「不幸になる」「呪われる」などと、読む人の恐怖をかき立てて転送させようとするもの。

☆　幸福系のメール

メールを転送すれば「幸福になります」「すてきな出会いがあります」「着メロが手に入ります」などと、読む人の心をくすぐって転送させようとするもの。

☆　デマ系のメール

「恐怖系」「幸福系」は、とにかくメールを転送させることを意図して作られているのに対して、「デマ系」は、特定人物に対する誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）、人の善意を利用するもの（「輸血依頼」、「コンピュータウィルスの警告」など）のように、メールによって流される「情報」そのものを意図して作られたもの。

※　チェーンメールの禁止については、RFC 1855というネチケットガイドラインに記載されています。
（http://www.p.chiba-u.ac.jp/lab/bukka/rfc/rfc1855j.html）

※　チェーンメールを受け取って自分のところで止めるのがどうしてもできない人は、チェーンメールを受け取ってくれるメール墓場などに送れば処理してくれます。
Mail Cemetery - メール墓場 -（http://peachfizz.com/cleanup/chain.htm）

事例７　掲示板のトラブルに巻き込まれないために　指導のポイント

＜ねらい＞

掲示板への書き込みによる事件・事故を理解し、書き込みを行うときのマナーや掲示版の仕組みについて理解させます。また、掲示板などの文字だけのコミュニケーションは相手に自分の考えを十分に伝えるのは難しいことを理解させます。

＜学習の場面＞

○　掲示板を活用する授業の場面の指導資料として活用すると効果的です。
○　朝の会、帰りの会の講話の資料として取り扱うことができます。

＜指導上の留意点＞

○　掲示板とは、ネットワーク上にある電子的な掲示板です。そこで不特定多数の人たちと時間、場所に関係なく、情報交換、交流ができます。しかし、インターネット上の掲示板は、仮想社会であることを十分認識させ、現実社会と同様のルールを守ることが大切であることを理解させます。

○　インターネット上の掲示板で、本名を名乗る例はあまりみられません。ほとんどの場合、ハンドルネームを使い、コミュニケーションをとっています。学校内で掲示板を運用するときは、個人名で書き込みをさせる場合がほとんどです。ここに、掲示板の指導をするときの難しさがあります。

○　掲示板は言葉だけで相手に物事を伝えるため、その書き方によっては相手に不愉快な思いをさせたり、知らず知らずのうちに傷つけたりすることがあることを理解させます。

○　掲示板の活用については、子どもの発達段階に合わせて、継続的に指導していくことが大切です。

○　掲示板の良い点と悪い点を理解させます。

良い点　　学校で利用する場合は、学年を超えて情報交換ができます。子どもと子ども、子どもと教員、子どもと学校外の人たちなどとリアルタイムで情報交換ができます。

悪い点　　掲示板の情報交換は文字だけの会話なので、自分の意志が十分伝わらないことや、発言が過激になることがあります。また、匿名性が高いため、書き込み内容の信憑性が低い場合があることを理解させましょう。

○　インターネットの掲示板は、匿名性が高いため、トラブルが発生するとエスカレートする傾向がみられます。また、殺人の予告など犯罪予告に使われることがあります。おもしろ半分のいたずらが大きな犯罪になってしまうことを理解させる必要があります。

○　対立や反論の発言をすると、一層エスカレートする場合が多くなります。対処法としては、「無視するのがベスト」であることを理解させましょう。

＜用　語＞

○　ハンドルネーム

インターネットやパソコン通信上で使用されるニックネームのこと。特にチャットやインターネット上の掲示板では、個人を簡単に識別する手段として頻繁に使われる。ハンドルネームを名乗ることによって、本名を明かさずにコミュニケーションをとることが可能になり、ネットワーク上でのプライバシー防衛の一つの手段となる。本名を公開することに抵抗がない人でも、カジュアルな印象を与えるハンドルネームで日常的な活動を行うことが多い。ハンドルネームは本人の好きなように名乗ることができるが、あまりにも一般的な名称や著名な名称は、他人との重複が起こりやすいなどの問題があるため、避けられる傾向にある。

○　チャット

コンピュータネットワークを通じてリアルタイムに文字ベースの会話を行なうシステム。１対１で行なうものや、同時に多人数が参加して行なうものがある。

○　アバター

チャットなどのコミュニケーションツールで、自分の分身として画面上に登場するキャラクタ。ゲームの主人公のキャラクタのことはアバターとは呼ばない。マンガ風のキャラクタが使われることが多く、人間だけでなく動物やロボットなどを選択できたり、髪型や服装、装飾品などを選んでオリジナルのキャラクタを作成できるようになっている場合もある。パソコンの処理速度の向上に伴い、アニメーションや３次元グラフィックスを応用したシステムも登場している。

ネット上のコミュニケーションは伝統的に文字だけで行なわれていたが、アバターを使うことによって、実世界のコミュニケーションと同じように表情や動作による豊かな表現が可能となった。ただし、文字でのやり取りに慣れたネットのヘビーユーザは、文字による表現に不足や違和感を感じないため、アバターを好んで使うのは、初心者や子どもが多いといわれている。

○　ブログ

個人運営で日々更新される日記的なWebサイトの総称。一般的には、単なる日記サイト（著者の行動記録）ではなく、ネットで見つけたおもしろいニュース記事やWebサイトへのリンクを張り、そこに自分の評論を書き加えた記事が時系列に配置されているWebサイトのこととされているが、厳密な定義はない。

＜配付資料＞

掲示板のトラブルに巻き込まれないために

インターネットや携帯電話の普及により、誰もが気軽に掲示板に参加し、時間と場所を越えて情報交換や交流ができるようになりました。それに伴い、掲示板に関わる事件・事故が増加しています。掲示板に参加するときのルールとマナーについて考えていきましょう。

掲示板（ＢＢＳ）の特徴は？

インターネット上の掲示板には、多くの話題についての意見交換や、情報提供があります。また、ほとんどの場合、自分の意見を匿名（とくめい）で書き込み、瞬時に多くの人に伝えることができます。インターネット上の掲示板ならではの最大のメリットでしょう。

ただし、匿名であるためにトラブルが発生するとエスカレートすることがあります。インターネットの仮想社会も現実社会と同様のルールやマナーがあることを理解しましょう。

（※ＢＢＳは、Bulletin Board System略で電子掲示板の意味）

掲示板の書き込みのフォーム例です

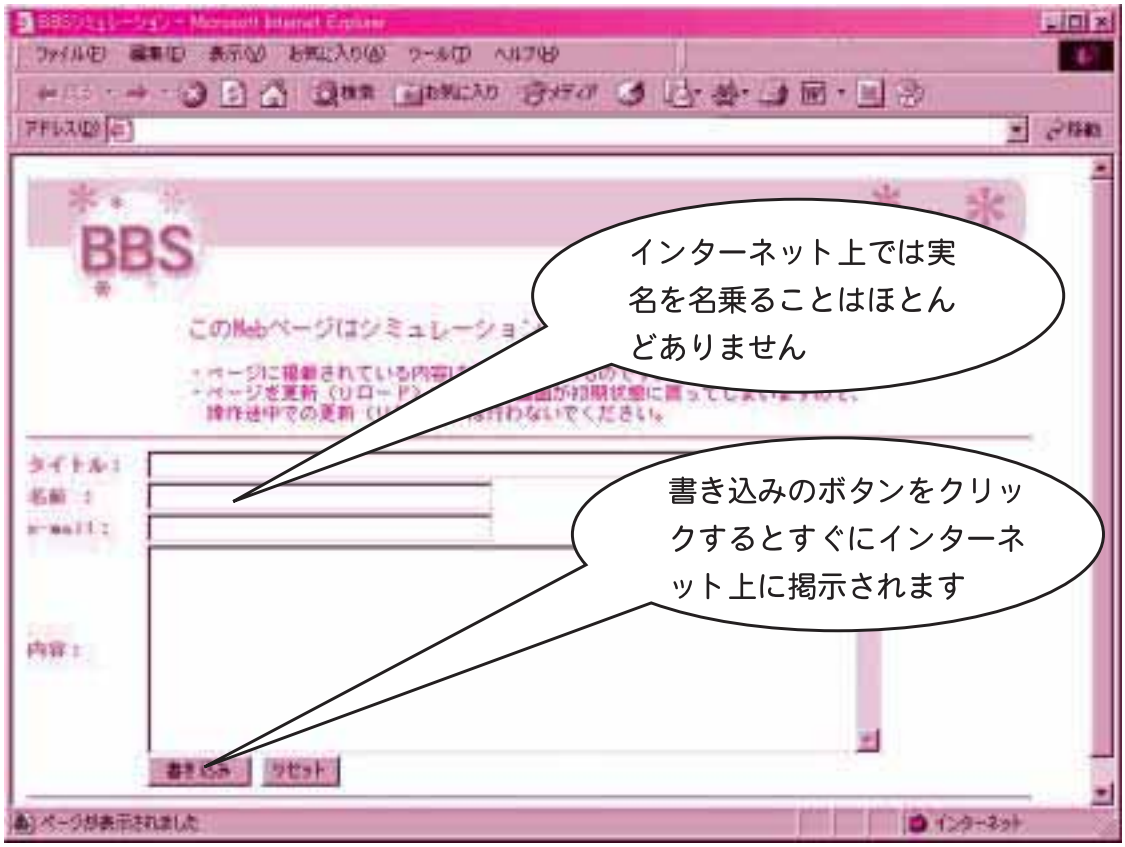

掲示板への書き込みによって起きた事件

事件１　インターネットの地域の話題などでコミュニケーションを図る掲示板に、実在する女子高校生の名前の一部を伏せ字にし「暴行をする計画を先輩と立てたから、参加したいやつ集まれ」などと集団暴行を予告し、犯行への参加をあおる内容の書き込みをした疑いで、高校１年の男子生徒が脅迫（きょうはく）の疑いで書類送検（しょるいそうけん）された。

事件２　掲示板「２ちゃんねる」に「小学生等を殺害しまくります」と書き込み、翌日、地域内の小学校が集団下校の措置（そち）を取り、このうち数十校が授業や会議を中止するなど、業務の妨害（ぼうがい）をした疑いで、男性（28）が逮捕された。

事件・事故に巻き込まれないために

掲示板などの文字情報だけの世界では、自分の本当の気持ちが伝わらない場合が多いものです。また、面と向かっていえないことでも、文字では簡単に書けてしまいます。軽い冗談（じょうだん）のつもりが、相手の心を深く傷つける場合があることを理解しましょう。また、掲示板に書かれている情報はうのみにせず、疑ってかかることも必要です。

トラブルに巻き込まれそうになったら、「無視する」のが一番です。また、トラブルに巻き込まれたら、一層エスカレートする傾向があるので、なるべく早い時期に、警察や消費生活センターなどに相談しましょう。

事例８　許諾をとるってどういうこと　　指導のポイント

＜ねらい＞

著作権について意識させるには、日常の学校生活の様々な場面で適宜ふれていくことが大切になります。このワークシートは、日常よく見かける身近な話題をとおして、許諾をとることの大切さを考えさせることがねらいです。併せて、プライバシーや肖像権についても理解させるとともに、損害賠償につながる危険性についても理解させます。

＜学習の場面＞

○　朝の会、帰りの会で、著作権やプライバシーについて説明するときに取り扱うと効果的です。

○　学級活動や道徳の授業の中で時間をとり、物の貸し借りを例に出し、許諾をとることの大切さについて、児童生徒に考えさせるときに取り扱うと効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　黙って使ったことは **無断利用（許諾をとらない）の問題** であることを理解させます。

「友達どうしなのだから貸し借りは当たり前」というのは勝手な都合。「親しき仲にも礼儀あり」のことわざにあるよう、許諾をとるなどの礼儀正しく接することを理解させたい。

○　筆箱の中をのぞかれたことは **プライバシー侵害の問題** であることを理解させます。

「筆箱の中を見たくらいでうるさく言うな」というのは勝手な都合。人に見せたくないものがあるかもしれず、プライバシーの侵害にあたることを理解させたい。

○　鉛筆が減ってしったことは **損害賠償の問題** であることを理解させます。

「ちょっと使った程度でうるさく言うな」というのは勝手な都合。損害賠償の手続きがとられることもあることを理解させたい。

○　情報社会における **著作権などの問題** について理解させます。

情報社会における著作権などの問題は、身近な無断借用の問題と同じであることにふれ、著作権、プライバシー、肖像権について理解させたい。

※　ホームページの画像や音楽CDなど、著作権者が直接見えないものでも、著作権を無視すると相手に損害を与え、損害賠償に発展することを理解させます。

＜配付資料＞

許諾（きょだく）をとるってどういうこと

鉛筆を忘れたあなたは、隣のＡさんが席を離れている間に、Ａさんに黙って鉛筆を借りて使いました。席に戻ったＡさんはそのことに気付いてとても怒っています。

１．Ａさんは何に対して怒っていると思いますか。いちばん怒っていることと思うものに○を付けてください。

ａ．あなたが黙って使ったことに対して怒っている。
ｂ．筆箱の中をのぞかれたことに対して怒っている。
ｃ．鉛筆が減ってしまったことに対して怒っている。

２．Ａさんが怒っている理由があなたの思ったとおりだとします。そのことに対してどう思いますか。

３．今までに、自分の所有物を他人に無断で使われていやな思いをしたことはありますか。それはどんなことがいやだったのでしょうか。

４．次の中で、今までにやったことがあるものに○を付けてください。
ａ．友達が所有する音楽CDを借りてコピーしたことがある。
ｂ．レンタルビデオやCDを借りて自分用にコピーしたことがある。
ｃ．友達が所有するパソコンソフトを借りて、自分のパソコンにインストールしたことがある。
ｄ．ホームページ上の画像や写真などを使ってレポートやはがきを作ったことがある。
ｅ．人物を撮った写真を、その人に無断で他の人に渡したことがある。

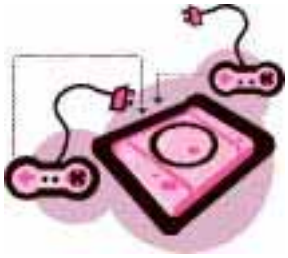

事例９　インターネット時代の著作権を理解しよう　指導のポイント

＜ねらい＞

テクノロジーの発達により、たやすく情報のコピーを作ることができるようになったことを理解させます。さらに、情報の受け手側から情報を発信する側になれることを理解させ、著作権についてどのように考えていくかを理解させます。

＜学習の場面＞

○　総合的学習の時間、技術・家庭科、学級活動の時間で、著作権について取り扱うと効果的です。

○　情報教育の指導を目的とした指導場面では、著作権の学習の導入として取り扱うと効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　情報社会が進み、誰でも容易に情報を複製することができるようになりました。特に、インターネットやパソコンの発達に伴い、情報の複製だけでなく、情報を発信・交換ができる時代になりました。ネットワーク社会では、基本的なルールの一つである「著作権」について正確な知識と理解が必要です。

○　著作権を知らないではすまされない時代になりました。これからのネットワーク社会では、必須の知識であるということを理解させます。

○　知らないと自分が損をする、犯罪の加害者・被害者になってしまうということを理解させます。

○　他人のものを使うときは許諾が必要であることを十分理解させます。「利用してはいけない」のではなく、他人のものを無断で使うことがいけないということを理解させます。

＜資　料＞

財団法人　著作権情報センター　http://www.cric.or.jp/index.html

教師のための著作権Ｑ＆Ａ　http://www.japet.or.jp/ideaqa/index.html

著作権確認テスト（教員向け）

以下の記述について正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

1．人間の思想や感情を創作的に表現したものを「著作物」といい、著作権法で保護される。
2．著作権法は、人間の文化的な創作物を創作した人の権利を保護することで、文化の発展を促すことを目的とした法律である。
3．「著作物」を創作した人は、「著作者」と呼ばれる。
4．絵（著作物）を創作するためのアイディアも著作権法で保護される。
5．日本人のつくった著作物は、日本国内でしか保護されない。
6．著作権は、創作者の生存中および死後50年間保護される。
7．著作権法に関する違法行為を行うと、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる場合がある。
8．教員は、教育用ソフトウェアをコピーしても、授業のためなら違法にはならない。
9．教員は、自分の授業で使うのなら、ワークブックを印刷して児童生徒に配ってもよい。
10．教員は、自分の授業で使うのなら、新聞記事を印刷して児童生徒に配ってもよい。
11．著作権法に関する違法行為とは知らずに行っても、損害賠償の請求を受けることがある。
12．児童生徒の作品を、許可を得ずに学校のホームページに掲載してもよい。
13．学校長から依頼され研究紀要に掲載した自分の文章は、学校に著作権（財産権）がある。
14．児童生徒が調べ学習のために、新聞記事などをコピーして、他の児童生徒に配ってもよい。
15．児童生徒の作文が今一つおもしろくないので、教員が手直しをした。教育目的だから問題はない。
16．市販のいくつかの旅行ガイドブックから部分的に記事をコピーして、修学旅行の報告として学校のホームページに掲載した。
17．気に入った絵をデジタル化して、変更を加え、発表した。変更は自分の創作なので、元の絵の著作者の著作人格権の侵害にはならない。
18．自分の論文に他人の著作物を利用しても、「引用」であれば許諾を取る必要はない。
19．著作物を複製したり加工したりしたいときには、著作者の許諾を得る必要がある。
20．ファイル交換ソフトを使って、アイドルのCDのデータをダウンロードできるように公開することは、著作権法違反になる。

――――――――――――――――――― 折　れ　線 ―――――――――――――――――――

解答　1○　2○　3○　4×　5×　6○　7○　8×　9×　10○　11○　12×　13○　14○　15×　16×　17×　18○　19○　20○

＜配付資料＞

インターネット時代の著作権を理解しよう

コンピュータやインターネットなどのテクノロジーの発達により、多くの情報を簡単に発信できる時代になりました。これからは、どのようなことに気を付けなければならないのでしょうか。

著作権クイズ

正しいと思うものには○、間違いと思うものには×をつけましょう。

1（　　）授業中に書いた自分の作文にも著作権がある。
2（　　）夏目漱石（なつめそうせき）の小説をWebページに掲載（けいさい）することはよい。
3（　　）自分のWebページのBGMとして、自分で買ったＣＤの音楽を流してもよい。
4（　　）借りてきたＣＤを別のＣＤに録音して、友人にあげてもよい。
5（　　）ＣＤから気に入った曲を選んで、オリジナルのＣＤを作ってもよい。
6（　　）自分で考えた作品が完成したら、他の人と似てしまったが問題ない。
7（　　）まんがのキャラクターをWebページに掲載することは自由である。

文字・音声・画像などの情報がデジタル化されたことで、質を落とさずに情報を複製できる時代になりました。また、デジタルカメラ、パソコン、インターネットの急速な発達、コピー機やコンピュータをもちいて、誰もが簡単に複製品を作ることができるようになりました。このことにより、著作権が様々な場面で注目を集めるようになりました。

コンピュータのソフトウェアや、アニメのキャラクター、友達や誰かが書いた文章、絵や写真などは、すべて勝手に使うことはできません。

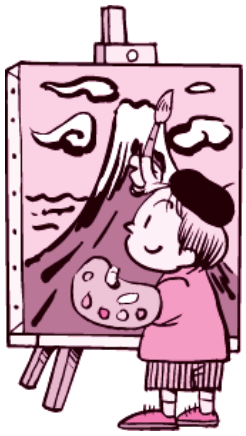

インターネット上では、簡単に絵や文章が手に入るため、著作権を守らない人がたくさんいます。けれども、誰か他の人が書いた文章や絵を、自分が作るWebページや宿題のレポートなどに使うときには、著作権のことを考えなければなりません。

著作権で大切なことは、許諾を得ることです。

誰かが作成した著作物（文章、絵、写真、コンピュータのプログラム等）を勝手に使うことは許されません。使うときは許諾を得ることが必要です。

具体的にやってはいけない例には次のようなものがあります。

- 友だちが作ったWebページの文章や写真を勝手に使うこと。
- 本、雑誌、新聞などの文章や絵、写真を勝手に使うこと。
- テレビやビデオから取りこんだ映像を使うこと。
- まんがやアニメにでてくるキャラクターをまねてかいた絵を使うこと。
- 音楽や歌詞を勝手に使うこと。
- 友だちからの電子メールの内容を、友達の許可なしに勝手に使うこと。
- 掲示板の文章を勝手に使うこと。

これらはすべて違法行為です

著作権侵害の事件例

事件１　ファイル交換ソフトを使い、インターネット上で映画をダウンロードできるようにしたとして、著作権法違反の罪に問われた男性に対し、裁判所は、懲役（ちょうえき）１年、執行猶予（しっこうゆうよ）３年（求刑懲役１年）の判決を下した。

事件２　神社の境内（けいだい）で行われていた祭で、海賊版（かいぞくばん）DVDを販売していた男が、著作権法違反容疑（ようぎ）で現行犯逮捕（たいほ）されました。

事件３　ネットオークションを利用して、映画の海賊版DVDを販売していた男性が著作権法違反の容疑で逮捕されました。

Copyright（C）とは？

Copyright（C）の（C）は「マルシーマーク（英語読みでは、サークルシー）」と読み、著作権があることの表示です。本来は、丸印の中にCを記載しますが、パソコン等で入力するときは、括弧でもかまいません。身の周りの著作物を見て、（C）マークがどの場所に記されているか、確認してみてください。

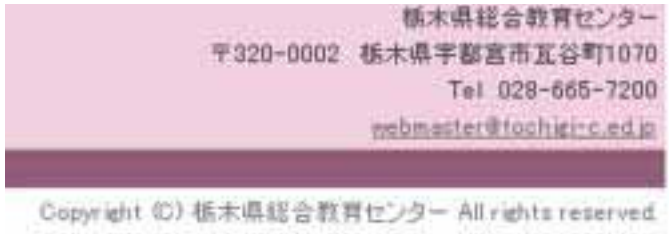

クイズの解答　１○　２○　３×　４×　５○　６○　７×

事例10　不正アクセス行為は処罰されます　　指導のポイント

＜ねらい＞

コンピュータネットワークを通じて他人のコンピュータに不正にアクセスする（しようとする）ことは、住居侵入などと同じように犯罪行為であることを理解させます。

ここでは、不正アクセス行為とはどのような行為かを理解させ、絶対に行ってはならないという態度を身に付けさせます。

＜学習の場面＞

○　学級活動・総合的な学習の時間などで、コンピュータの活用時に取り扱うと効果的です。

○　普通教科情報や社会科などで、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　未成年者の不正アクセスに関する事件が増加しています。特に、オンラインゲームやネットオークションで、他人のＩＤとパスワードを利用するなどの安易な例がほとんどです。

○　好奇心や遊び心から「ちょっとやってみた」ことが、本人も予想しないトラブルに発展することがあります。絶対にやってはいけないという強い姿勢で指導することが大切です。

○　被害にあわないための対策について、自分がコンピュータのユーザであれば知っていることが大切であることを理解させます。

＜用　語＞

○　ハッカー

コンピュータの高い技術を持った人のことをいいますが、技術を悪用して他人のコンピュータに侵入・破壊を行なう者を指すこともあります。本来「ハッカー」には悪い意味はなかったといわれています。

○　クラッカー

悪意を持って、インターネットなどのネットワークを通じて外部から侵入し、他人のコンピュータのデータを盗み見たり、改ざん・破壊などを行なう者のことをいいます。

○　不正アクセスの禁止等に関する法律

アクセスが制限されたコンピュータネットワークに、不正に入手した他人のID・パスワードでアクセスしたり、セキュリティ・ホールなどをついた攻撃をしかけ侵入することを禁止した法律です。不正アクセス行為には、１年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられます。

○　不正アクセスの事件に関する資料

警察庁サイバー犯罪対策　http://www.npa.go.jp/cyber/

不正アクセスに関連した事件の検挙件数、事件の事例、傾向などの資料が掲載されています。

＜資　料＞

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（一部抜粋）

（目 的）

第一条　この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定 義）

第二条　この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

２　この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者（以下「利用権者」という。）及び当該アクセス管理者（以下この項において「利用権者等」という。）に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

一　当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号

二　当該利用権者等の身体の全部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

三　当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

３　この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第二項第一号及び第二号において同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

（不正アクセス行為の禁止）

第三条　何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

２　前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三　電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

（不正アクセス行為を助長する行為の禁止）

第四条　何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

＜配付資料＞

不正アクセスは処罰（しょばつ）されます

他人の家に無断で立ち入って、物を盗んだり、いたずらをしたりすることが犯罪になることはだれでも知っています。コンピュータネットワークの世界でも他人のコンピュータを勝手に操作したり、データを盗んだり、壊したり、書きかえたりすることは犯罪になります。絶対に行ってはいけません。

コンピュータネットワークの世界では、大人と子どもの垣根はありません。不正アクセスをすると、小学生・中学生・高校生でも、法律で罰せられます。

不正アクセスとは

こんなことをすると不正アクセスになります

- 他人のＩＤ・パスワードなどを悪用して不正にネットワークに侵入し、ファイルを盗み見たり、削除・改変したりすること。
- コンピュータソフトのプログラムにある不備なところ（セキュリティホール）を利用して侵入し、パスワードなどの情報を取得したり、迷惑メールをばらまいたり、他人のホームページを改変したりすること。

↓

ネットワークを使って他人のコンピュータに侵入しただけで犯罪となります

身近な例では、こんなことも不正アクセスです

- オンラインゲーム上で、他人のユーザＩＤとパスワードで、他人になりすましてログインし、他人のキャラクターの装備品やアイテムを自分のキャラクターに移し替える。
- 他人のＩＤとパスワードを使用してネットオークションのサイトにアクセスし、出品したり入札したりする。

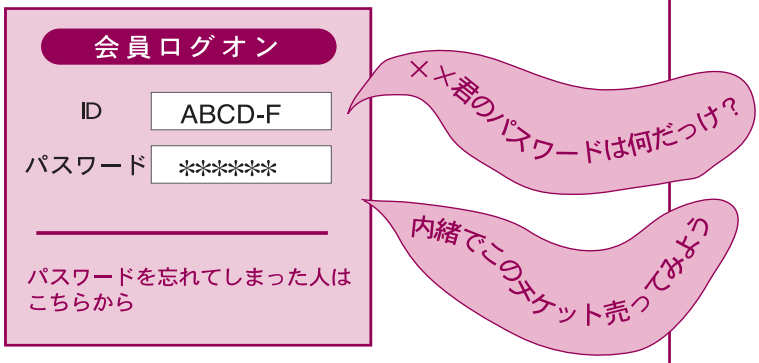

「不正アクセスを助ける行為」も犯罪です

- 友達、他人のＩＤやパスワードを聞き出し、あるいは不正な手段で手に入れ、それを誰かに教える。
- 誰かにコンピュータへの侵入の仕方などの技術を教えたり、ソフトウエアなどをやったりする。
- 自分のコンピュータに不正アクセスされ、それを経由して別なコンピュータに侵入されたときにそれを放置しておく。

未成年者の起こす事件がふえています

不正アクセスをしているという自覚がないままに事件を起こしている傾向があります。

犯行の動機の上位５（平成16年度上半期）

１位　ゲームアイテムを不正取得
２位　いやがらせや仕返し
３位　好奇心を満たすまたはいたずら
４位　不正に金を得る
５位　情報を不正に入手する

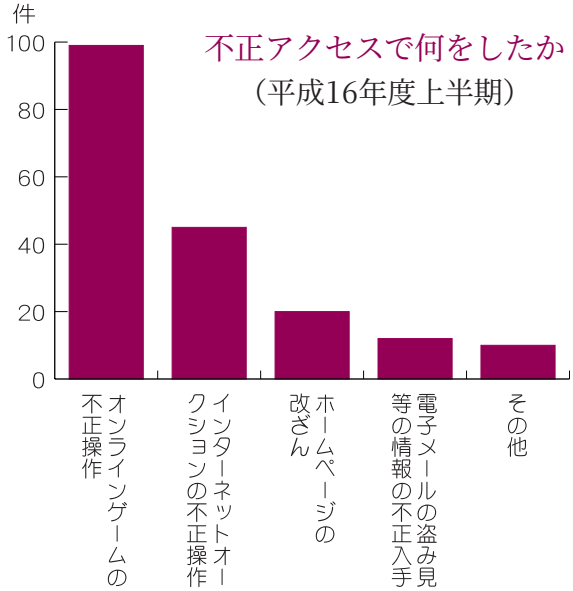

事件１　中学生(14)らが、オンラインゲームで使用するアイテムを他人から取得する目的で、電子メール等を利用して「アイテムを譲る」等と言葉巧(たく)みに持ちかけてだます方法で、他人が使用するオンラインゲーム・サービス用ＩＤ15個のパスワードを入手してアクセスし、他人が保有するアイテムを自分の保有となるよう移動した。

事件２　高校生(15)が、自己の技量を試し、愉快感(ゆかいかん)を味わうために、Webサーバのホームページ管理プログラムに存在するセキュリティ・ホールを攻撃し、約23カ国・地域の140のWebサーバにアクセスしてホームページを改変した。

資料：警察庁サイバー犯罪対策　による　http://www.npa.go.jp/cyber/

被害にあわないために

- インターネットを利用する際には、ユーザＩＤとパスワードをきちんと管理することが最も大切です。他人に教えたり、わかりやすいパスワードを設定したりしてはいけません。
- コンピュータのセキュリティホールの修正プログラム（セキュリティパッチなどという）を常に適用する。（方法などがわからないときは、コンピュータの管理をしている人に相談しましょう）
- 自宅のコンピュータなどで、インターネットがＡＤＳＬやケーブルテレビなどで常時接続になっていても、使用していないときは電源を切っておく。
- ゲームセンター、ゲーム喫茶(きっさ)、他人所有のパソコンなどでＩＤやパスワードを入力するサイトにアクセスしない。

不正アクセスに気づいたときは

- 被害の拡大を防ぐために、被害を受けたコンピュータをネットワークから切り離す。（インターネット回線につながっている線を抜く）
- 抜いた後は、コンピュータはそのままにしておく。（シャットダウン、再起動などをしない）
- 最寄(もよ)りの警察署、またはハイテク犯罪対策総合センターハイテク犯罪相談窓口（03-3431-8109）へ通報する。

事例11　だれもが迷わくコンピュータウイルス　指導のポイント

＜ねらい＞

コンピュータウイルスの被害の危険性を認識し、感染させないための心がけと対応法及び感染してしまった場合の対処法を身に付けさせます。

＜学習の場面＞

○　学級活動や授業などでコンピュータを活用する際に、取り上げて指導すると効果的です。

＜指導上の留意点＞

○　コンピュータウイルス問題は、組織のネットワークでは対応がきちんとしてきています。それにもかかわらず、ネットワーク上にメール等でばらまかれるウイルスが減らないのは、コンピュータの初心者が、家庭などでウイルス対策をしていないために、感染したコンピュータをそのまま利用していることが原因といわれています。そのことを踏まえ、コンピュータを使う場合に責任を持つことの大切さを理解させ、きちんとした対応をとれるように指導します。

○　ワークシートでは、まず学校のコンピュータで記入の方法などを指導し、自宅でコンピュータを利用している児童生徒には、そのコンピュータでチェックしてくるように指導します。

○　理論的に知っているだけでなく、技術として対応できる力をつけることが必要なので、実際にコンピュータを操作させながら、具体的に指導することが大切です。

＜用　語＞

○　トロイの木馬

便利なソフトウェアに見せかけて、ユーザに被害を与える不正なプログラムをいいます。

プログラム自体に感染機能はなく、感染増殖することはありません。プログラムの内部にウイルスを隠し、コンピュータに組み込んだり、コンピュータ内のファイルをインターネット上に送信してしまったり、ファイルやディスクの内容を破壊するなどの機能を持たせるなどさまざまな被害を及ぼすようになります。

○　マクロウイルス

MS　WordやMS　Excelのマクロ形式のプログラムを含むファイルに感染します。

このウイルスに感染されたファイルを開くと、コンピュータがウイルスに感染します。これらの文書ファイル、表計算ファイルのやり取りだけで、ウイルスが拡散していきます。

○　ワーム

通常のウイルスは感染対象のプログラムを必要としますが、ワームは、感染対象となるプログラムがなく、自分自身を複製して増殖します。

ネットワークに接続されている他のマシンに出現し、ネットワーク内を這い回るように見えることから、「ワーム」という名称が付けられています。

○　ワクチンソフト

ウイルスを検査、駆除するソフトウェアのことです。

最新のウイルスは症状からの発見が難しいものが多いため、常にワクチンソフトでのウイルス検査が欠かせません。新しいウイルスが次々と出現していますので、漏らさず発見するには、新種のウイルスを検出するためのウイルスパターンファイル（ウイルス定義ファイル）を絶えず更新することが大切です。

○　添付ファイル

ｅメールでは、本文とは別に送付するファイルをいいます。添付するファイルのサイズには制限がありますが、ファイルの種類は問いません。

ウイルスが感染することができるファイル（プログラム、MS Word、MS Excelなどの文書ファイル、表計算ファイルなど）も、添付できますので、これらの感染したファイルを受信した場合は、ファイルを開いたりプログラムを実行するとウイルスが活動を始めます。

ｅメールで添付ファイルがある場合には、ウイルスチェックをしてから開いたり、実行したりしましょう。また、添付ファイルを送信するときにもウイルスチェックをしてから送信するなどのマナーが求められます。

○　セキュリティパッチ

セキュリティパッチとは、ＯＳやアプリケーションなどでセキュリティホール（セキュリティ上の弱いところ）に対する、修正プログラムのことをいいます。

セキュリティホールは、絶えず新しく発見されていますので、セキュリティホール発見の情報とその対応方法をインターネット等で確認し、できるだけ早くパッチを適用することが必要です。

＜資　料＞

今までに社会的に大きな問題になったウイルス

ウイルスの蔓延はネットワークに負荷をかけ、コンピュータにはデータの漏洩や破壊など大きな被害を与え、ネット社会の深刻な問題となっています。

2004年５月　W32/Netskyのウイルスメールが猛威

添付ファイルを開かなくても、メールをプレビューしただけで感染するものもあった。あまり症状がでないことから、自分が感染していることに気付かず、他へウイルスメールの送信を行っているケースが多かった。

2003年８月　W32/MSBlaster　史上最大の被害を引き起こした

Windowsのセキュリティホールを悪用し、インターネットに接続されたコンピュータであれば、メール受信をしなくてもホームページを見ていなくても感染してしまうワームであった。

会社内で感染が広まり、ワームによる不要なトラフィックでネットワークが混雑し、業務に支障をきたしたり、ワームに感染しなくても外部からのアクセスによりパソコンの動作が重くなったりした。

2002年５月　W32/Klezウイルス蔓延

このウイルスは、データを破壊し、気付かずにいるとすべてのデータを失うという被害の大きい種類であった。

自動的にメールの添付ファイルの形でばらまかれ、しかもメールの差出人を詐称するため、どのコンピュータから送られたのか分からないという特徴があった。

2001年９月　複数の感染経路を持ち、実害も大きいW32/Nimdaウイルス

このウイルスは、ホームページを閲覧するだけで感染したり、メールをプレビューするだけで感染するなど複数の手段で感染する性質があった。Webサーバが感染した場合には、サーバ上のWebページが、ウイルスをダウンロードするように改ざんされるため、そのサイトを見ただけそのコンピュータはウイルスに感染した。

＜配付資料＞

だれもが迷わくコンピュータウイルス

「ウイルスに感染させない、ばらまかない！！」
自分の使うパソコンには責任を持ちましょう

コンピュータウイルスとは、意図的にコンピュータに被害を与えるように作られたプログラムのことをいいます。感染するとデータを勝手に削除したり、内部のプログラムを書き換えたりして、大きな被害を与えます。また、感染したコンピュータをそのまま使い続けると、ネットワークを通して他のコンピュータに次々と伝染し被害が拡大していきます。

ウイルスの危険性を認識し、感染しないための対応と、万一感染したときの対処法を身に付けておきましょう。

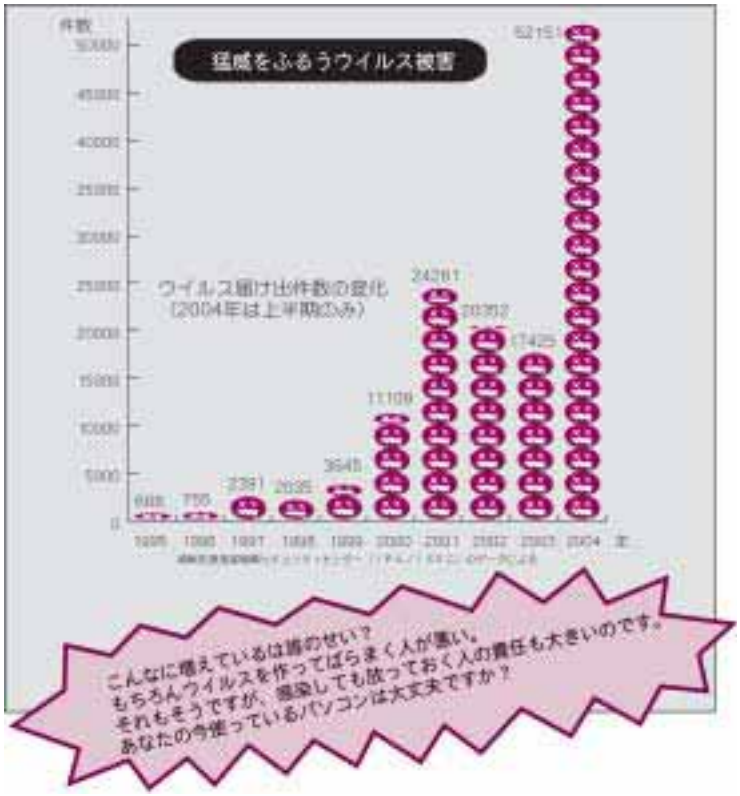

こんな症状がでたら赤信号

W32/Hybrisの発病画面

W32/Magistrの発病画面

異常な画面

出典：情報処理推進機構セキュリティセンター（ＩＰＡ／ＩＳＥＣ）

- 音楽が演奏される。
- 異常なメッセージが表示される。
- 画面表示が崩れる。
- システムが立ち上がらない。
- システムの立ち上げに異常に時間がかかる。
- システムがハングアップする。
- ユーザの意図しないディスクアクセスがおこる。
- ファイルが削除、破壊される。
- ディスクが破壊される。

※ほとんど症状のないウイルスもあります

パソコンユーザのためのウイルス対策　７か条

１．最新のウイルス定義ファイルに更新しワクチンソフトを活用すること

次々に新種ウイルスができています。最新のウイルス定義ファイルに更新したワクチンソフトで検査を行うことが重要です。

２．メールの添付ファイルは、開く前にウイルス検査を行うこと

受け取った電子メールに添付（てんぷ）ファイルが付いている場合は、開く前にウイルス検査を行いましょう。また電子メールにファイルを添付するときは、ウイルス検査を行ってから添付しましょう。

３．ダウンロードしたファイルは、使用する前にウイルス検査を行うこと

インターネットからファイルをダウンロードした場合は、使用する前にウイルス検査を行いましょう。また、信頼できないサイトからのファイルのダウンロードは避けましょう。

４．アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること

マイクロソフト社のWordやExcelのデータファイルを開くときに、マクロ機能の自動実行を無効にするなど、アプリケーションに搭載（とうさい）されているセキュリティ機能を活用しましょう。

５．セキュリティパッチをあてること

セキュリティホールのあるソフトウェアを使用していると、インターネットに接続した時点で、ウイルスに感染してしまうことがあります。このようなセキュリティホールは、絶えず発見されているので、使用しているソフトウェア（特に、メーラー、ブラウザ）に関してメーカーのホームページなどの情報を定期的に確認し、最新のセキュリティパッチをあてるようにしましょう。

６．ウイルス感染の兆候を見逃さないこと

下記のような兆候（ちょうこう）を見逃さず、ウイルス感染の可能性が考えられる場合、ウイルス検査を行いましょう。

(1) システムやアプリケーションが頻繁（ひんぱん）にフリーズする。また、システムが起動しない。
(2) ファイルが無くなる。見知らぬファイルが作成されている。
(3) タスクバーなどに変なアイコンができる。
(4) ネットワークのアクセスランプがインターネットを使っていないのに絶えず点灯（てんとう）している。
(5) ユーザの意図しないメール送信が行われる。
(6) 直感的にいつもと何かが違うと感じる。
(7) 「ウイルス付のメールが送られてきた」と指摘された。など

７．ウイルス感染被害からの復旧のためデータのバックアップを行うこと

ウイルスにより破壊されたデータは、元に戻すことができない場合が多いものです。ウイルス被害からの復旧のため、日頃からデータのバックアップをとる習慣をつけておきましょう。

情報処理推進機構セキュリティセンター（ＩＰＡ／ＩＳＥＣ）のものをもとに作成しました

要チェック　あなたがウイルスに負けないために

■知っていますか？

パソコンのメーカー
型番

メーカー	型番

Windowsの種類はどれですか？

☐ WindowsXP　☐ Windows2000　☐ WindowsMe　☐ WindowsNT　☐ Windows98

使っているワクチンソフトの名前は何ですか。

☐

インストールされているソフトウエア

☐ ｅメール		☐ ワープロ	
☐ 表計算		☐ データベース	
☐ ブラウザ		☐ その他	

記入例　☑ ｅメール　Outlook2003

※セキュリティパッチの更新に関係したソフトにチェックをつけておきましょう

■できますか？

☐ Windowsやインストールされているソフトウエアのセキュリティパッチをあてることができる。
☐ ワクチンソフトの定義ファイル（パターンファイル）の更新ができる。
☐ データをバックアップすることができまる。
☐ ワクチンソフトを使いメールの添付ファイルやフロッピィディスクのウイルスチェックを手動でできる。

■やっていますか？

☐ Windowsなどのセキュリティパッチは、最新のものをあてている。
☐ ワクチンソフトの定義ファイルは最新になっている。
☐ ｅメールソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
☐ ブラウザ（ホームページを見るためのソフト）のセキュリティ設定を適切にしている。
☐ 表計算ソフトのセキュリティ設定を適切にしている
☐ ワープロソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
☐ その他のソフトのセキュリティ対策を適切にしている。
☐ 大切なデータのバックアップを定期的にしている。
☐ 新しいウイルスやセキュリティパッチの情報を定期的に調べている。
☐ ｅメールの添付ファイルは、むやみに開かないようにしている。
☐ フロッピーディスクやCD-ROMなど外部から持ち込んだファイルやデータを使う前にウイルスチェックをしている。

■マナーとして

- □ ｅメールに添付ファイルをつけるときに、本文に添付ファイル名やファイルサイズなどを書いている。
- □ exe形式など相手が不安になる拡張子（かくちょうし）がついたファイルを、ことわりなく添付しないようにしている。
- □ 差出人である自分の氏名、連絡先などを本文にきちんと書いている。
- □ 件名のところに「Hello」「I love you」などウイルスメールに誤解されるような言葉を使わないようにしている。

■感染が疑われたときの行動マニュアル

1

2

3

4

5

■もしもの時のための覚え書き

パソコンメーカーのサポートセンターへの連絡先

マイクロソフト社のサポートセンターへの連絡先

ワクチンソフトのサポートセンターへの連絡先

最新のウイルス情報を調べるサイト

ウイルスが発見されたとき、感染してしまったときの届け出先

パソコンにくわしい先生・友人などの連絡先

ワークシート記入の手引き

Windows Updateのサイトで確認しましょう

がウイルスに負けないために

型番

☐ WindowsNT　☐ Windows98

使っているワクチンソフトの名前は何ですか。

インストールされているソフトウエア

☐ eメール　☐ ワープロ

☐ 表計算　☐ データ

☐ ブラウザ　☐ その他

取扱説明書などで確認しましょう

記入例 ☑ eメール　Outlook2003

※セキュリティパッチの更新に関係したソフトにチェックをつけておきましょう

できますか？

- ☐ Windowsやインストールされているソフトウエアのセキュリティパッチをあてることができる。
- ☐ ワクチンソフトの定義ファイル（パターンファイル）の更新ができる。
- ☐ データをバックアップすることができまる。
- ☐ ワクチンソフトを使いメールの添付ファイルやフロッピィディスクのウイルスチェックを手動でできる。

やっていますか？

- ☐ Windowsなどのセキュリティパッチは、最新のものまであててある。
- ☐ ワクチンソフトの定義ファイルは最新になっている。
- ☐ eメールソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ ブラウザ（ホームページを見るためのソフト）のセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ 表計算ソフトのセキュリティ設定を適切にしている
- ☐ ワープロソフトのセキュリティ設定を適切にしている。
- ☐ その他のソフトのセキュリティ対策を適切にしている。
- ☐ 大切なデータのバックアップを定期的にしている。
- ☐ 新しいウイルスやセキュリティパッチの情報を定期的に調べている。
- ☐ eメールの添付ファイルは、むやみに開かないようにしている。
- ☐ フロッピーディスクやCD-ROMなど外部から持ち込んだファイルやデータを使う前にウイルスチェックをしている。

主なソフトウエアのセキュリティ設定画面はこちらのサイトでしらべましょう

主なソフトウェアのセキュリティ機能の設定画面

http://www.ipa.go.jp/security/virus/beginner/check/attach/set.html

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のサイト内です

1　感染が疑われるパソコンのインターネットにつながっているケーブルを抜く。
（このときに再起動したり、シャットダウンもしない方がよい）

2　共用のパソコンの場合（学校など）は、そのまま管理者に届け出る。

3　ワクチンソフトで駆除を試みる。

4　駆除ができない時は、ウイルス情報のサイトでウイルスの駆除や復旧方法を調査し、実行する。

5　それでも復旧しないときは、ハードディスクをフォーマットしてリカバリーする。

マナーとして

- ☐ e メールに添付ファイ
- ☐ exe形式など相手が不安になる拡張子が**つい**たファイルを、ことわりなく添付しないようにしている。
- ☐ 差出人である自分の氏名、連絡先など**を**本文にきちんと書いている。
- ☐ 件名のところに「Hellow」「I loveyou」な**どウイルス**メールに誤解されるような言葉を使わないようにしている。

感染が疑われたときの行動マニュアル

自分でできる内容に書き直しましょう

1

2

3

4

5

もしもの時のための覚え書き

■ パソコンメーカーのサポートセンターの連絡先

■ **マイクロソフト社のサポートセンターの連絡先**

■ ワクチンソフトのサポートセンターへの連

■ ウイルス情報を調べるサ

■ ウイルスが発見されたとき、感染してしまったときの届け出先

IPA　セキュリティセンター

■ パソコンにくわしい先生・友人などの連絡先

このサイトで調べて電話番号なども
ひかえておくといいでしょう
http://www.microsoft.com/japan/windows/default.mspx

ワクチンソフト＆ウイルス情報は
ここから

1）Ahnlab.Inc（アンラボ）
・〒141-0031　東京都品川区西五反田2-25-2飯嶋ビル6F
・TEL：03-5435-8601／FAX：03-5487-6075
・URL：http://ahnlab.co.jp/
・主な製品名：ウイルス警備隊V3、V3Pro Deluxe

2）株式会社アラジンジャパン
・〒192-0081　東京都八王子横山町6-9丸多屋ビル5F
・TEL：0426-60-7191／FAX：0426-60-7194
・URL：http://www.aladdin.co.jp/
・主な製品名：eSafeProtect

3）株式会社イーフロンティア
・〒151-0053　東京都渋谷区代々木3-28-6西参道山貴ビル2F
・TEL：03-5333-1126／FAX：03-5333-1127
・URL：http://www.viruskiller.jp/
・主な製品名：ウイルスキラー、ウイルスキラー北斗の拳

4）コンピュータアソシエイツ株式会社
・〒163-0439　東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル
・TEL：0120-702-600
・URL：http://www.caj.co.jp/
・主な製品名：InocuLAN、CheyenneAntiVirus

5）株式会社シマンテック
・〒150-0031　東京都渋谷区桜丘町20-1渋谷インフォスタワー16F
・TEL：03-3476-1118／FAX：03-3477-1118
・URL：http://www.symantec.com/region/jp/
・主な製品名：NortonAntiVirus、NortonAntiVirus for Mac

6）ソフォス株式会社
・〒240-0005　神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134横浜ビジネスパークウエストタワー11F
・TEL：045-348-8400／FAX：045-348-8989
・URL：http://www.sophos.co.jp/
・主な製品名：Sophos Anti-Virus

7）トレンドマイクロ株式会社
・〒151-8583　東京都渋谷区代々木2-2-1小田急サザンタワー10F
・TEL：03-5334-3600 ／FAX：03-5334-3653
・URL：http://www.trendmicro.co.jp/
・主な製品名：ウイルスバスター、Inter Scan

8）日本エフ・セキュア株式会社
・〒221-0056　神奈川県横浜市神奈川区金港町6-6横浜みなと第一生命ビル8F
・TEL：045-440-6620／FAX：045-440-6616
・URL：http://www.f-secure.co.jp/
・主な製品：F-Secure アンチウィルス

9）日本ネットワークアソシエイツ株式会社
・〒150-0043　東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティ ウェスト20F
・TEL：03-3379-7770／FAX：03-5428-1480
・URL：http://www.nai.com/japan/
・主な製品名：VirusScan 、GroupShield

情報処理推進機構セキュリティセンター（ＩＰＡ／ＩＳＥＣ）のものをもとに作成しました

仮想現実を理解しましょう

仮想現実（バーチャルリアリティ）とは？

コンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせて、人工的に現実感を作り出す技術のことです。

単に「人工的な現実感」といった場合には、例えば小説や映画といったメディア表現も含まれます。仮想現実の構成要件としては以下の４要素が必要（２～４の３つを構成要件する場合もあります。）とされます。

１．体験可能な仮想空間の構築
２．人間の感覚に働きかけて得られる没入感（ぼつにゅうかん）
３．対象者の位置や動作に対する感覚へのフィードバック
４．対象者が世界に働きかけることができる対話性

この基準に照らせば、例えば小説には視聴覚による没入感が欠け、映画には対話性が欠けるため、仮想現実とはみなされません。

テレビゲームの普及により、スイッチ一つで登場人物を殺したり、生き返らせたりすることができるゲームが子どもたちの間に普及してきました。これらは仮想現実の代表格です。

さらに、インターネットの普及により、顔の見えないコミュニケーションが主体となってきました。

下のグラフは、長崎県児童生徒の「生と死」のイメージに関する調査の結果です。

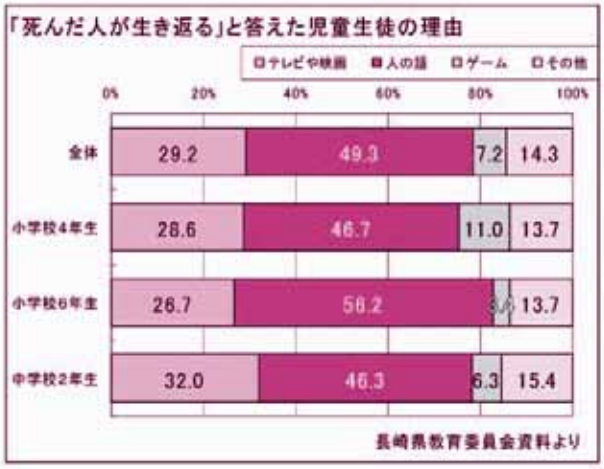

テレビゲームやネットゲームでは、一度死んだ人もリセットされ生き返りますが、現実社会では不可能なことです。情報社会の急激な発展のため、仮想現実と現実社会が接近して、区別しにくい時代になってきました。

仮想現実でも、人に迷惑をかけないこと、他人を思いやる気持ちを持つことを、そして、自分の行動に責任を持つことを忘れないで行動しましょう。